

2019年『意匠法』一部改正について

2020年5月19日
弁理士 梅澤修

I. 概要

II. 保護対象

III. 関連意匠制度

○『意匠審査基準』（2020.3）による。

1. 概要

○改正ポイント

「デジタル革命」の進展、「優良な顧客体験」が競争力の源泉との認識から、

- ①訴訟制度を改善、
- ②デジタル技術を活用したデザインの保護、
- ③ブランド構築等のため、意匠制度等を強化した。

○意匠法の一部改正の内容

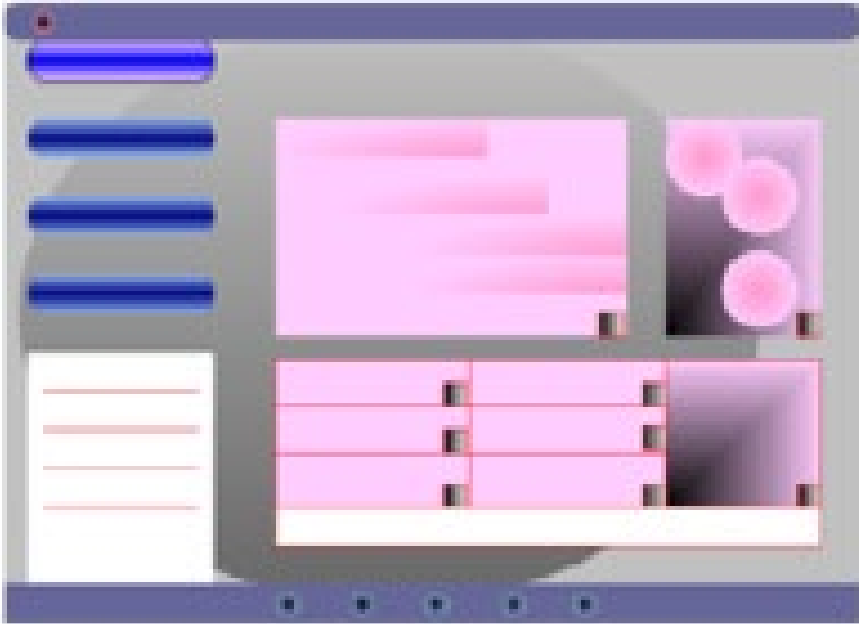
- (1) 保護対象の拡充 画像、建築物、内装のデザインの保護
- (2) 関連意匠制度の見直し
 - (i) 関連意匠の出願可能期間を、本意匠の出願日から10年以内までに延長した（改正前は公報発行まで）。
 - (ii) 関連意匠にのみ類似する意匠の登録を認めた（改正前は拒絶）。
- (3) 意匠権の存続期間の変更 . . . 「出願日から25年」（改正前は登録から20年）
- (4) 意匠登録出願手続の簡素化
 - (i) 複数の意匠の一括出願を認めた。
 - (ii) 物品の名称を柔軟に…物品の区分を廃止した（施行は令和3年）。
- (5) 間接侵害規定の拡充（登録意匠の実施に「のみ用いられること」の要件緩和した。）

「その物品等がその意匠の実施に用いられることを知っていること」等の主観的要素を規定することにより、取り締まりを回避する目的で侵害品を構成部品に分割して製造・輸入等する行為を取り締まれるようにする。

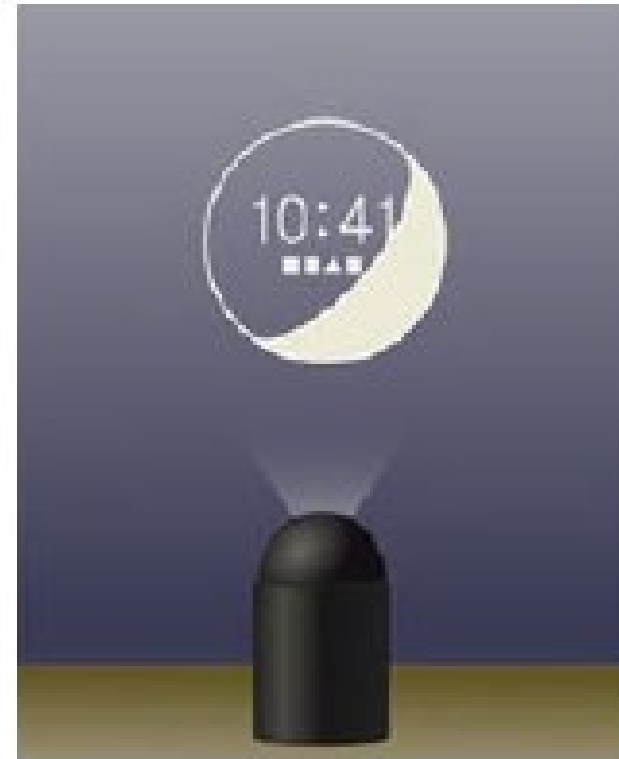
(1) 保護対象の拡充 画像、建築物、内装のデザインの保護

①物品に記録・表示されていない**画像**

例1) **クラウド**から提供される画像



例2) **投影**された表示画像

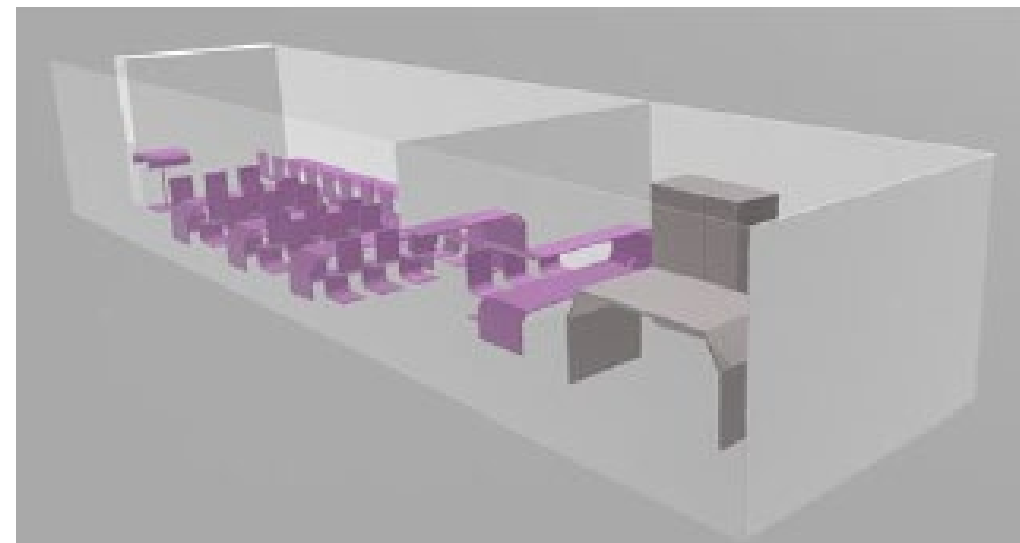


②建築物、内装のデザイン

例3) 建築物



例4) 内装



諸外国における保護状況（基準説明会テキストより）

	日本		米国	欧州	中国	韓国
	改正前	改正後				
建築物	✗	○	○	○	○	✗
内装	✗	○	○	○	✗	✗

II. 保護対象

1. 画像
2. 建築物
3. 組物, 内装

(1) 意匠の3種類 (意2条1項)

- ① **物品** (物品の部分を含む) の形状等
- ② **建築物** (建築物の部分を含む) の形状等
- ③ **画像** (画像の部分を含む) . . . 機器の**操作**の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として**表示**されるものに限る (映画, ゲーム等を除く)。
○物品, 建築物, 画像 (以下これらをまとめて「**物品等**」という。) (基準I部2章**意匠審査の手順**2頁)。

●組物の意匠 . . . 複数の物品等 (意8条)

●**内装**の意匠 . . . 施設の内部の設備及び装飾 (特定配置の複数の物品等) (意8条の2)

(2) 実施の3種類 (意2条2項)

- ① 「意匠に係る物品」の「製造, 使用, 譲渡, 貸渡し, 輸出若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出」をする行為
- ② 「意匠に係る**建築物**」の「**建築**, 使用, 譲渡若しくは貸渡し又は譲渡若しくは貸渡しの申出」をする行為
- ③ 「意匠に係る画像 (その**画像を表示する機能を有するプログラム**)」について行う次の…行為
 - イ 「意匠に係る**画像**」の「**作成**, 使用又は電気通信回線を通じた提供若しくはその申出」をする行為
 - ロ 「**画像記録媒体等**」の「譲渡, 貸渡し, 輸出若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出」をする行為
「画像記録媒体等」 = 「意匠に係る画像を記録した記録媒体又は内蔵する機器」

○「建築」は物品の「製造」と同等の概念, 「設計行為」は含まない (第15回基準WG議事録10頁)。

1. 画像

(1) 画像の保護対象

ア.意匠法で保護される画像は、**操作画像**と**表示画像**がある（基準Ⅳ部1章**画像を含む意匠**2頁）。「機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるもの」に限る（意2条1項）。

- 「映画やゲーム等のコンテンツ」については意匠法上の意匠ではない（基準同3頁）。

イ.画像の保護は**2タイプ**（基準同1頁）

①**画像意匠**（**物品から離れた画像自体**）・・・画像が**表示される対象を問わない**。

②物品等の**部分に画像を含む意匠**・・・物品又は建築物の一部を構成する画像
保護されるのは、①物品又は建築物に**記録**され、**かつ**、②**表示部に表示**される画像である（基準同26頁）。

ウ.願書【意匠に係る物品】欄の記載（意6条1項3号）

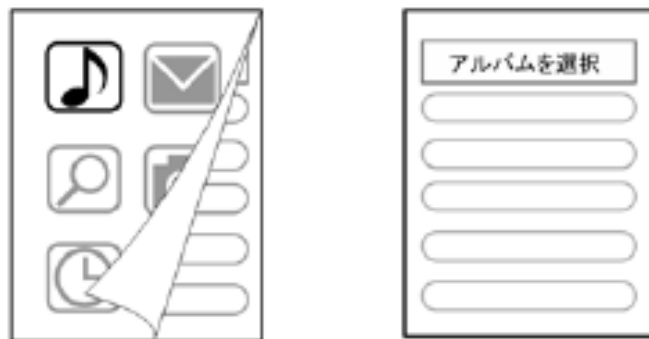
①**画像意匠**・・・「**画像の用途**」を記載する。

例：情報表示用画像、コンテンツ視聴操作用画像、インジケータ用画像

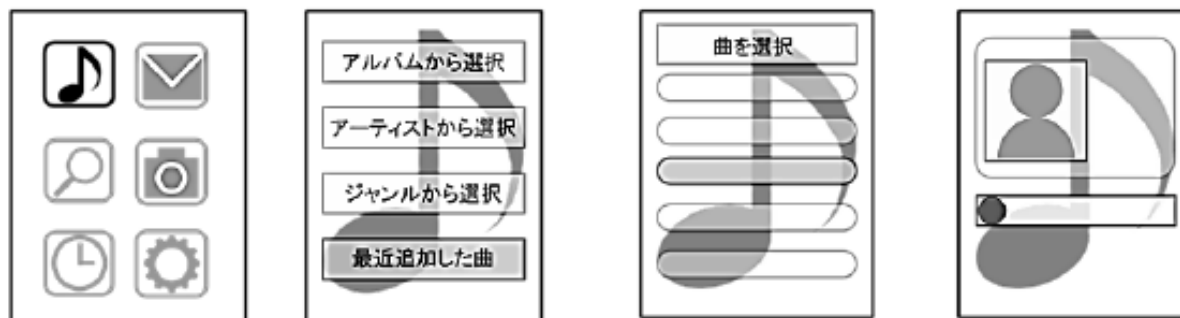
②物品等の部分画像・・・**物品の名称**又は**建築物の用途**を記載する。

エ. **変化する画像**も保護される（基準同13頁）。
 「**同一機能**のための画像」かつ「**形状等の関連性**があること」

【変化画像例1】機能選択用画像（基準同18頁）

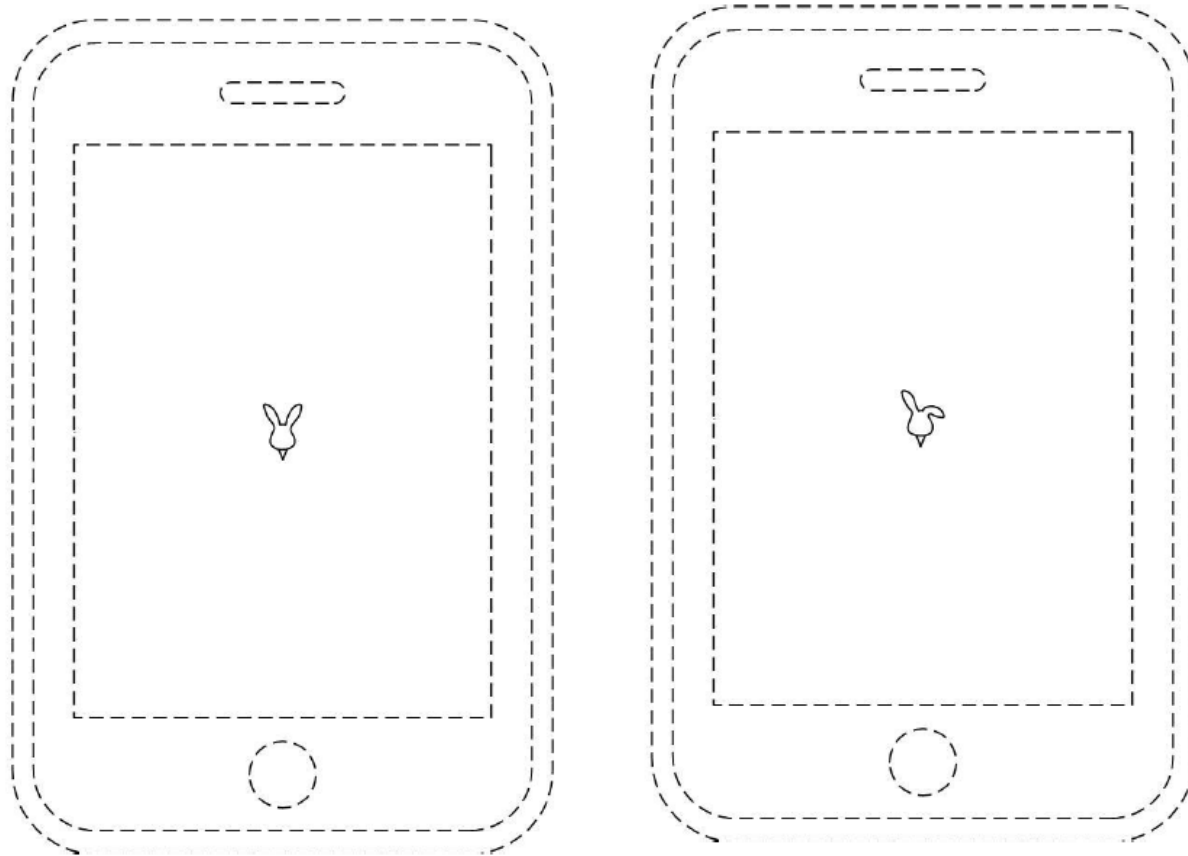


【変化画像例2】機能選択用画像（基準同19頁）



○変化する画像の事例①

ヤフー「携帯情報端末」(部分意匠) <動き>
意登1550357号

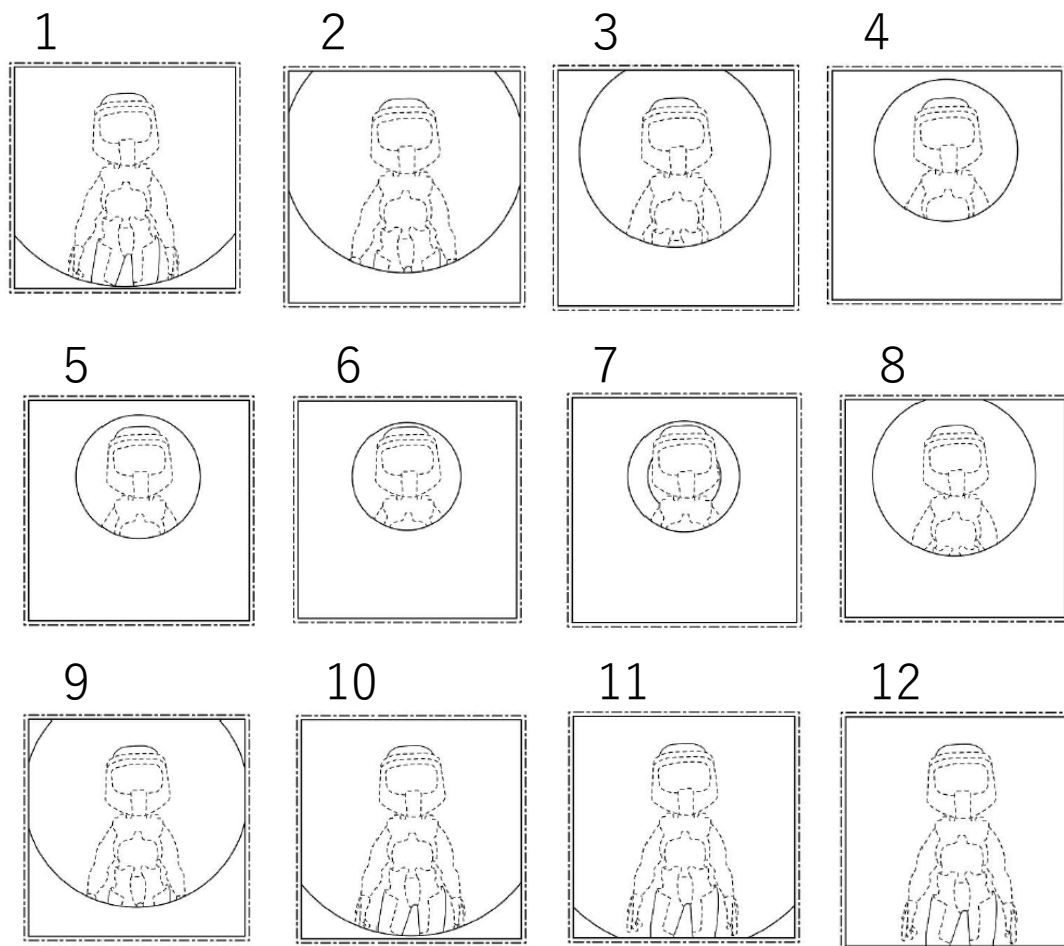
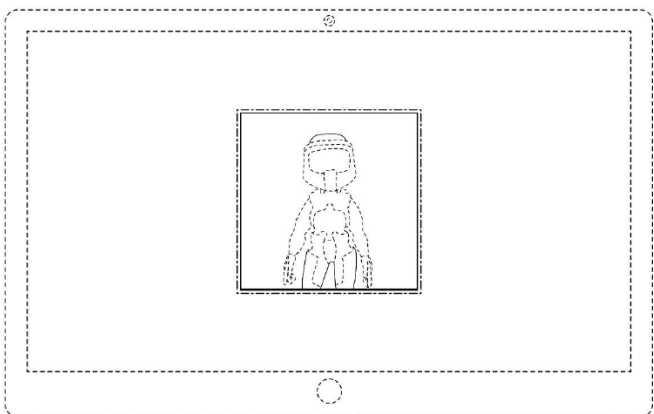


正面図に表された画像は、本物品の機能として、**地図表示機能を果たすために必要なアイコン表示**である。地図上の任意の地点をブラウジングし、任意の地点のある場所(座標)にアイコンが表示される。変化した状態を示す正面図に示すように、アイコンの**うさぎの耳が伸びた状態から折れた状態に変化**し、地図上の任意の地点のある場所(座標)が選択されたことが表示される。

○変化する画像の事例②

マイクロソフト「携帯情報端末」 (部分意匠)
意登1557469号

【正面図】



メールの送受信時等に使用される、**アバター**と呼ばれる自分自身を表すキャラクターのデータを編集するためのものである。ユーザーは、正面図に表された正方形状部内のアバターを選択すると、変化後を示す正面図1ないし12のように変化し、その後、アバターを編集することができる。

(2) 画像の類否判断

ア.物品, 画像, 建築物の各意匠間でも類似する場合がある

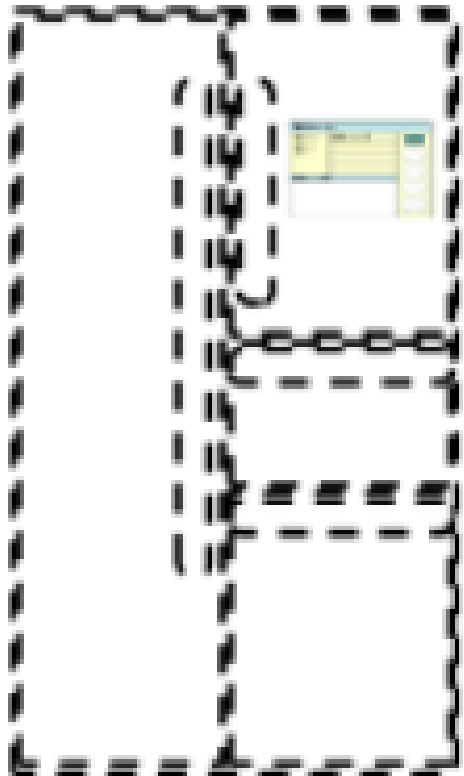
「物品, 画像, 建築物の各意匠の間においても, 対比」し, 類否判断する (基準III部2章1節新規性2頁)。

イ.画像を含む意匠の類否判断手法 (基準IV部1章32頁)

「冷蔵庫」
(画像部分意匠)

「電子メール送受信画面」

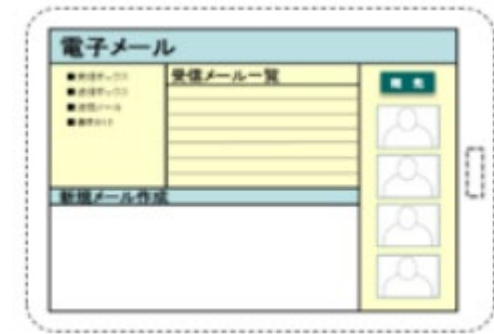
「電子メール送受信機能付き電子計算機」
(画像部分意匠)



非類似



類似

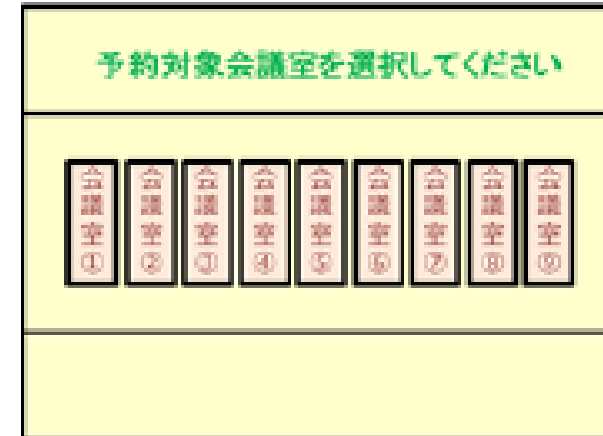


- 「電子メール送受信画面」は, 電子メール送受信機能のみ。
- 「電子メール送受信機能付き電子計算機」は, 電子メール送受信機能に加え情報処理機能を持つが, 情報処理機能自体は種々の物品に付加されることが多い一般的な機能であり, かつ, 物品の外観上の特徴として表れない機能であり, 用途・機能が類似。
- 一方, 「冷蔵庫」は, 冷蔵庫の用途及び機能の有無の違いが大きいため, 両意匠の用途・機能は類似しない。

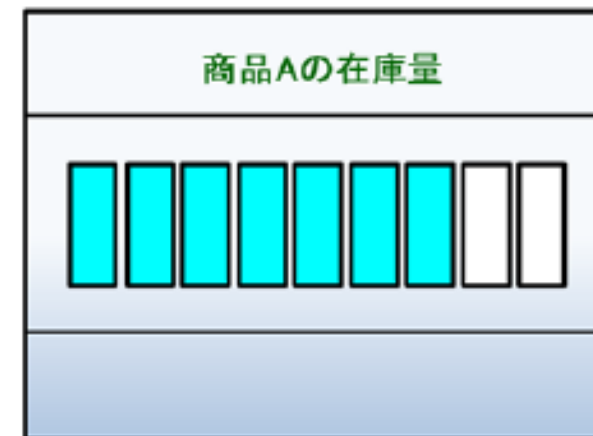
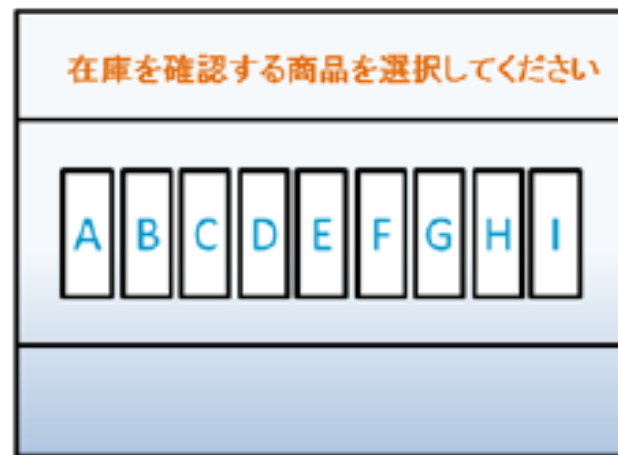
○画像の用途・機能の類否判断事例（基準Ⅳ部1章35頁，36頁）

<用途・機能が類似する例>
 （複数矩形は選択ボタン）

「在庫確認用画像」 VS 「会議室予約用画像」



<用途・機能が類似しない例> 「在庫確認用画像」（選択ボタン） VS 「在庫確認用画像」（在庫数表示）

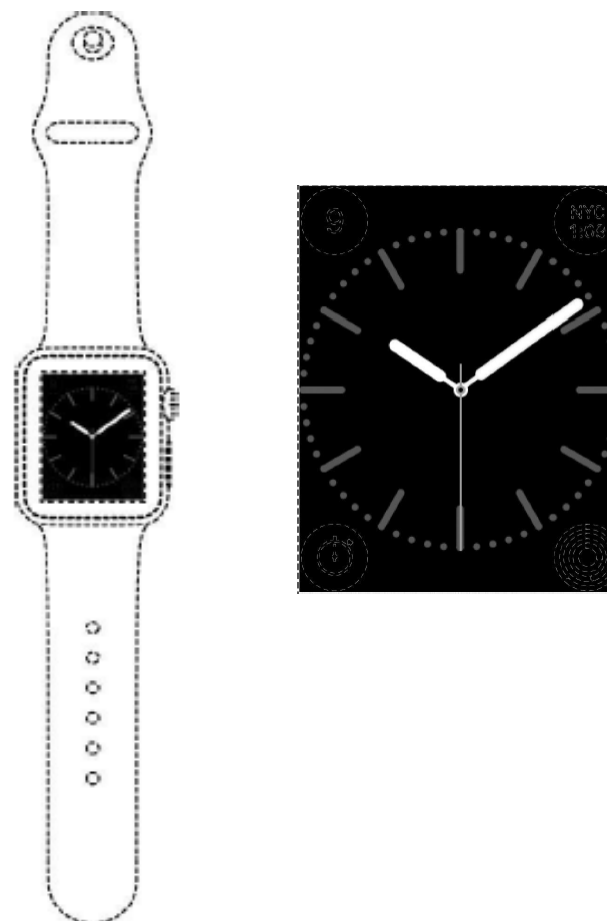


(3) 改正前の登録事例①

意匠登録第1567880号
優先日2015.6.7(US)
登録日2016.12.22
部分意匠(画像)



意匠登録第1561416号
優先日2014.9.2(US)
登録日2016.9.23
部分意匠(画像)



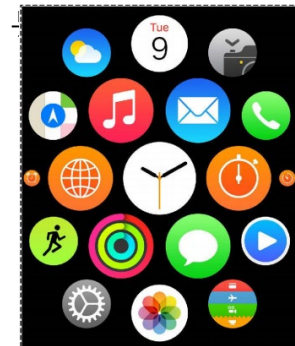
(3) 改正前の登録事例②



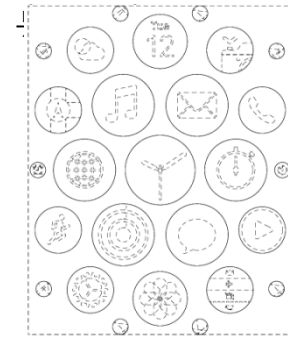
意登1534434



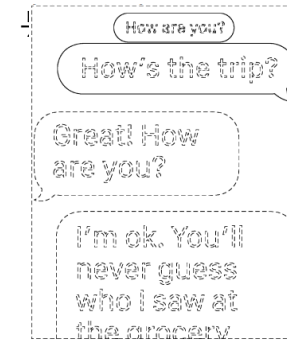
意登1536773



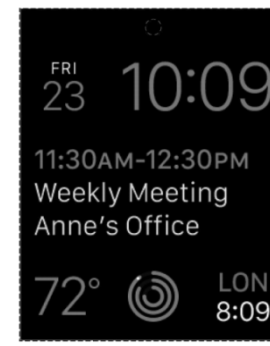
意登1536774



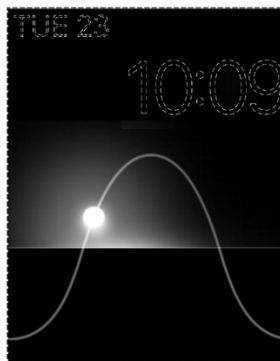
意登1537021



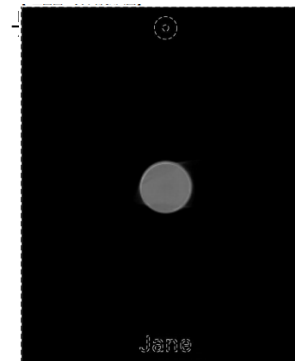
意登1537022



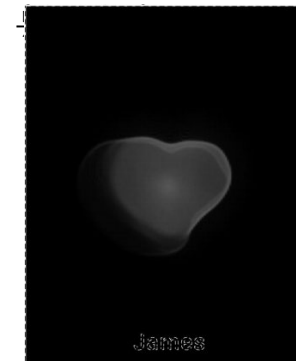
意登1537023



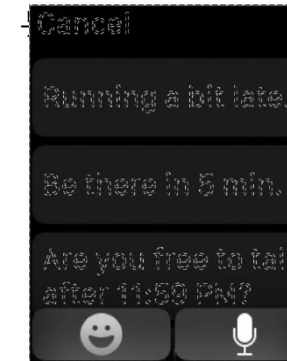
意登1537024



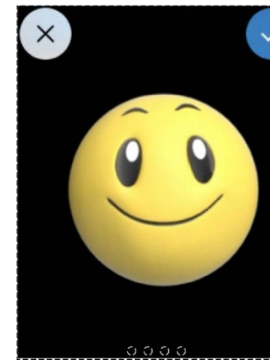
意登1537025



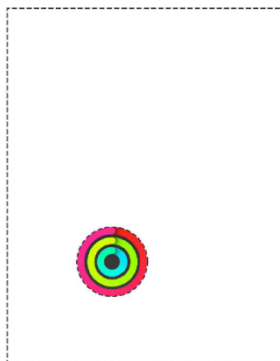
意登1537536



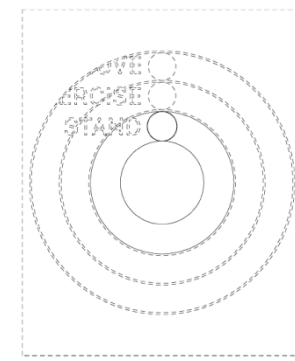
意登1537537



意登1538537



意登1539131



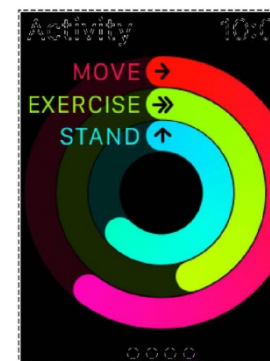
意登1539201



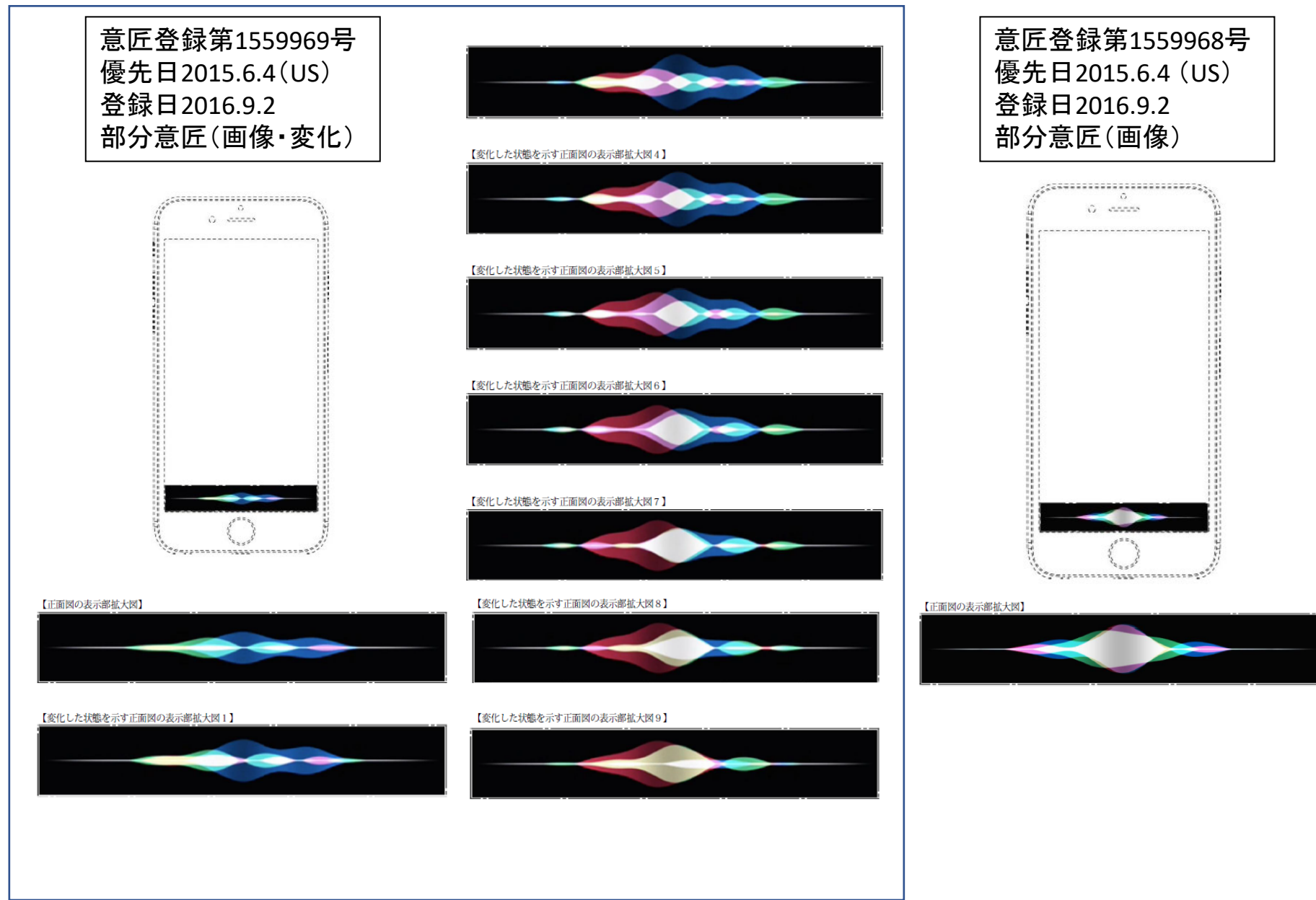
意登1539202



意登1539479



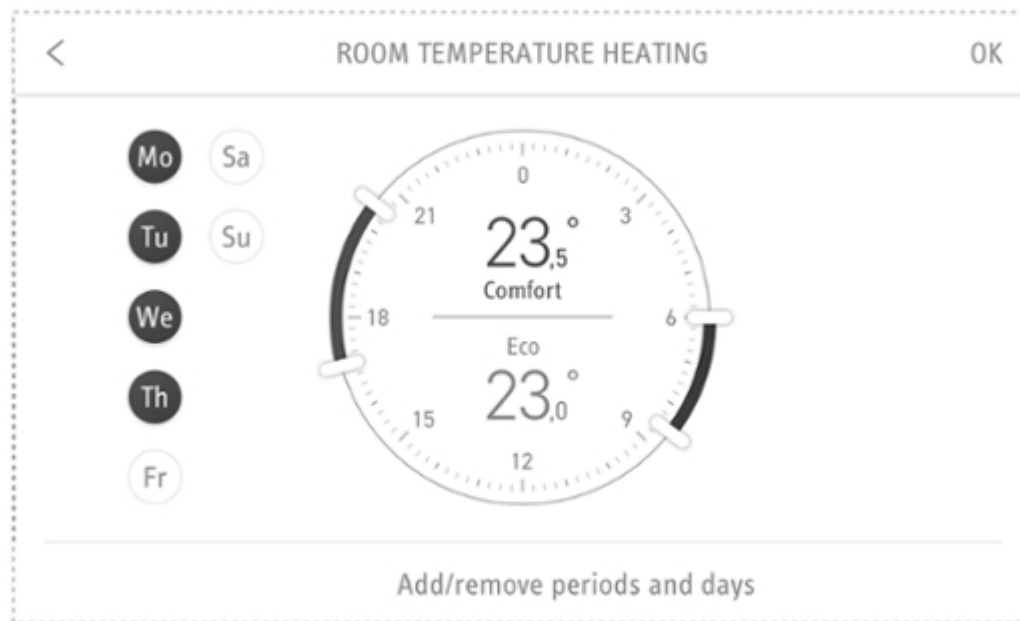
(3) 改正前の登録事例③



○ハーグ登録事例 DM/206 042 (2019) 「Graphical user interface for a display screen or portion thereof」
(DE)Stiebel Eltron GmbH & Co. KG



1.)



2.)



4.)

○ハーグ登録事例 DM/204 831 「Graphical user interface for electronic meter」 (CN)BEIJING INTELLEGAL INTELLECTUAL PROPERTY AGENT LTD.



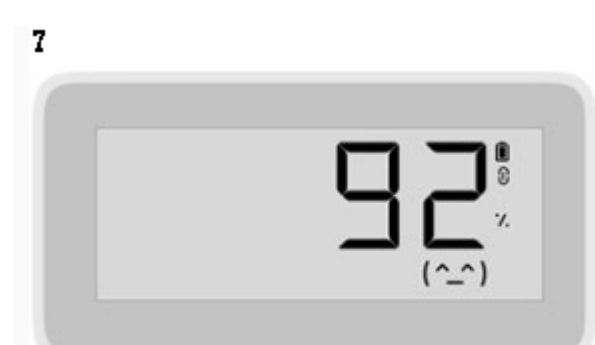
1.) Front



3.) Front



5.) Front



7.) Front

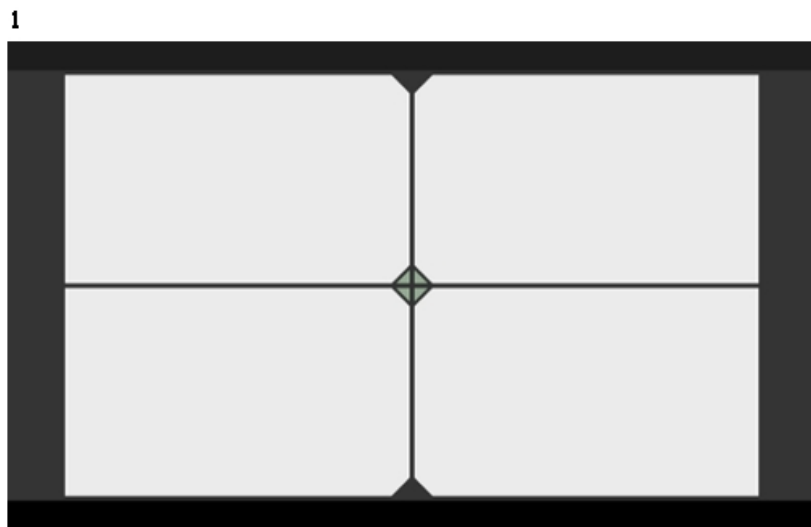


2.) Front

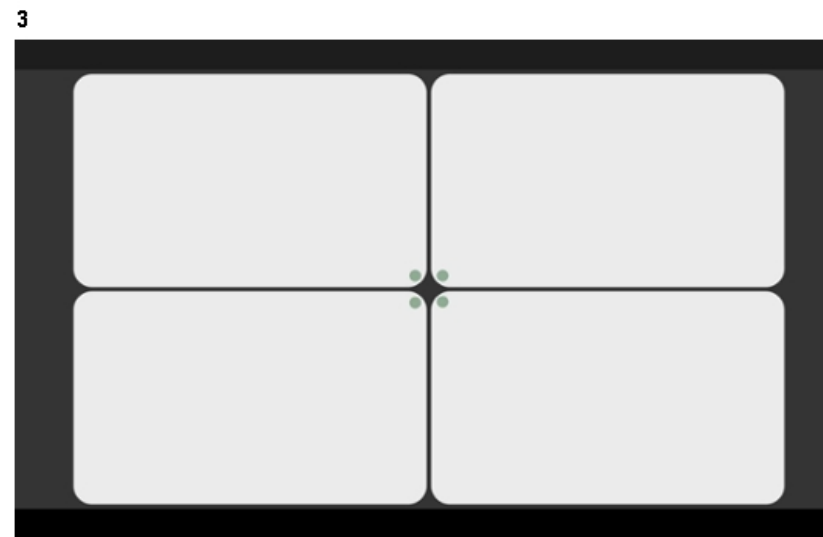


6.) Front

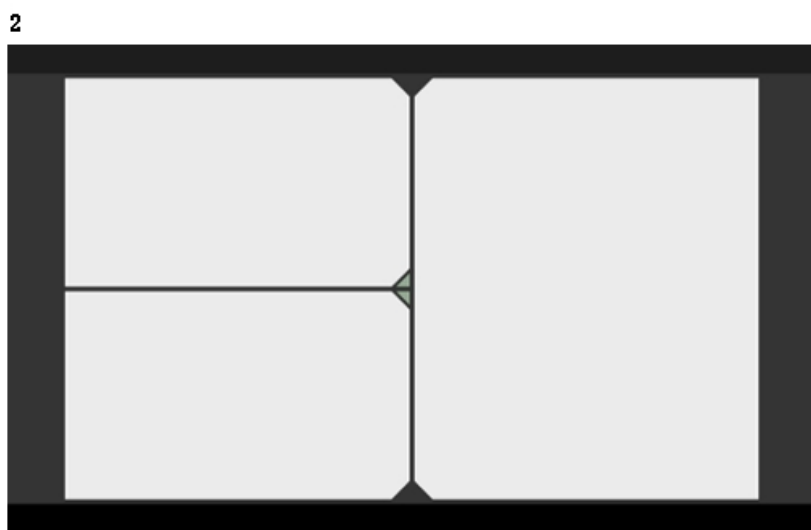
○ハーグ登録例 DM/204 166(2019) 「Graphical user interface (computer screen layout)」 (LT) Aušra Pakėnienė



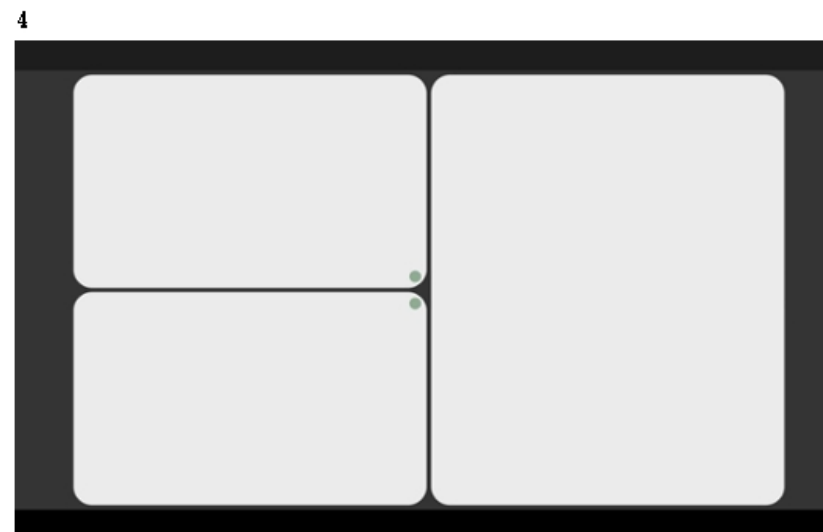
1.) Front



3.) Front



2.) Front



4.) Front

○ハーグ登録例 DM/204 925(2019) 「Animated graphical user interface (1-3)」 (KR) SAMSUNG ELECTRONICS CO., LTD. <画像：変化>

1.1



1.2



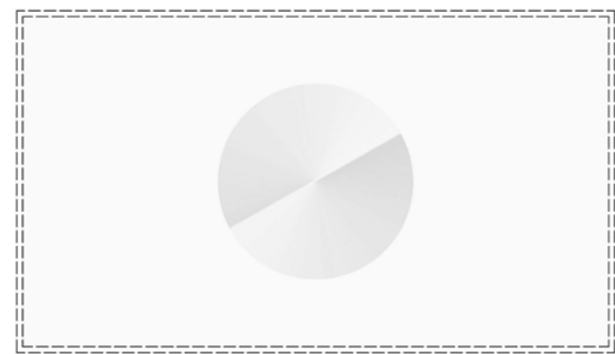
1.3



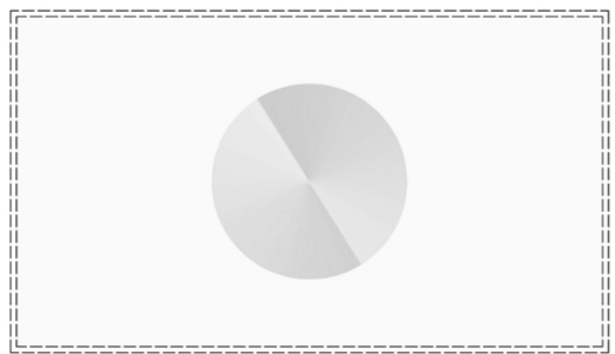
1.4



1.5



1.6



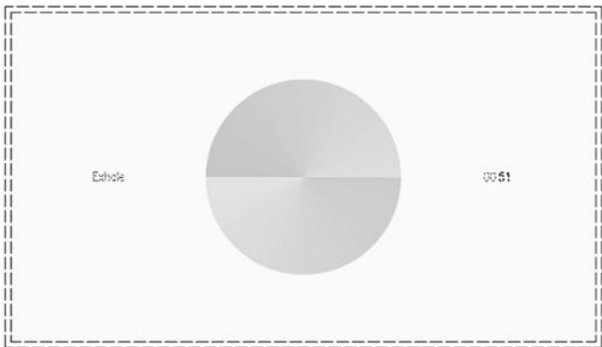
1.9



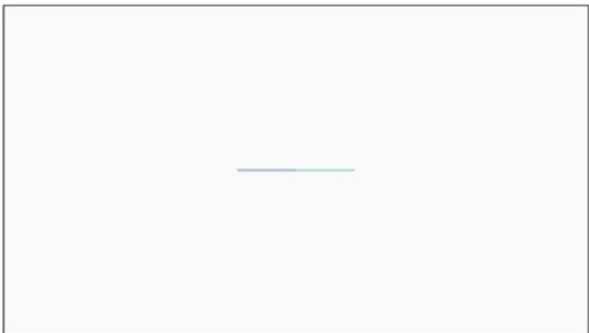
1.10



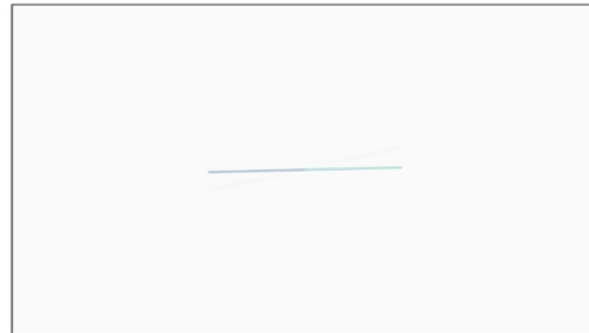
1.21



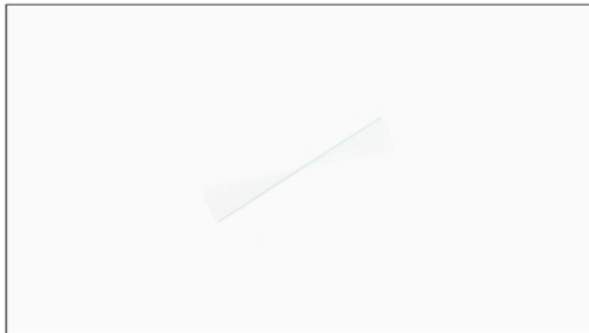
1.22



1.23



1.24



1.39



1.40

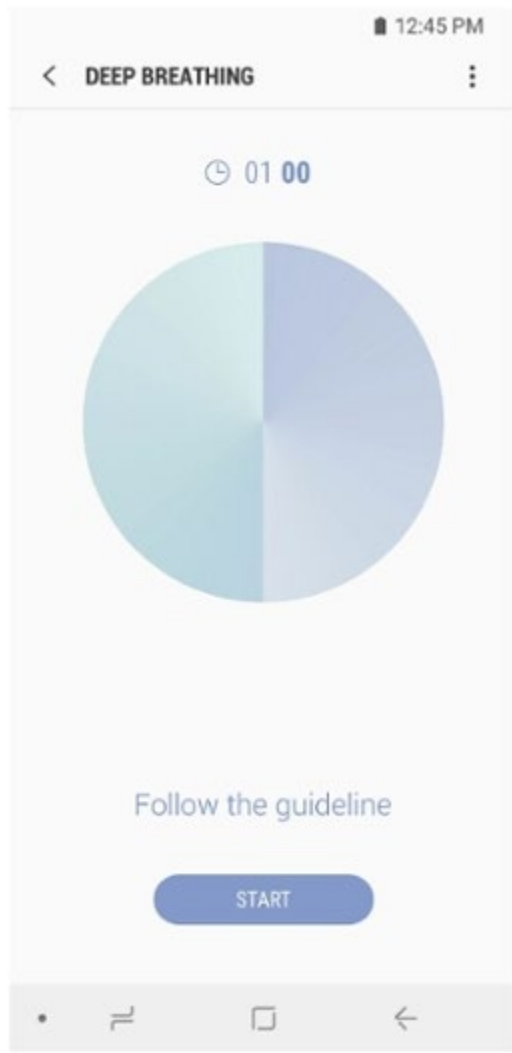


1.41



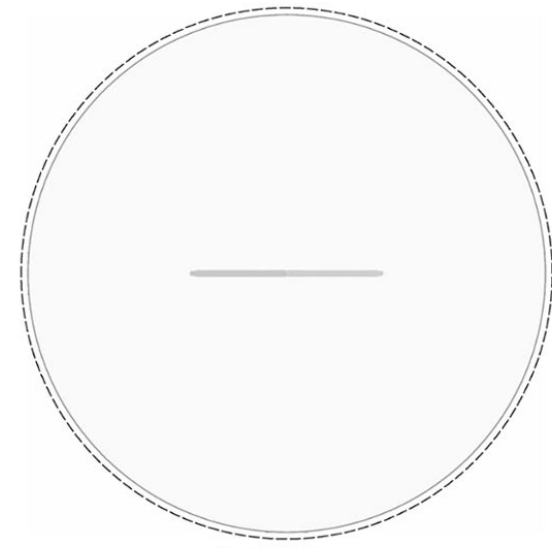
1.42





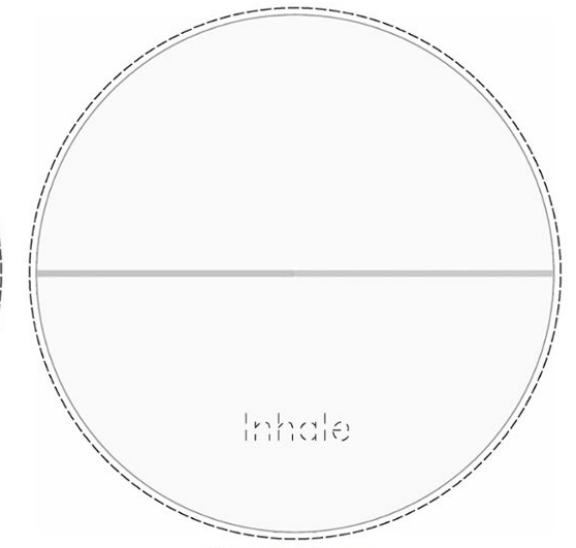
2.28) Reference view of seventh image

3.1



3.1) First image in a sequence

3.2



3.2) Second image in a sequence

3.33



3.33) Reference view of fourteenth image

3.34



3.34) Reference view of fifteenth image

2. 建築物

(1) 意匠法上の建築物 (基準IV部2章建築物の意匠1頁)

①土地の定着物

「土地：平面、斜面等の地形を問わず、海底、湖底等の水底を含む。」 (基準同10頁)

②人工構造物 (土木構造物を含む。)

「構造物：意匠登録の対象とするものは、建築基準法の定義等における用語の意よりも広く、建設される物体を指し、土木構造物を含む。通常の使用状態において、内部の形状等が視認されるものについては、内部の形状等も含む。」 (基準同10頁)

○意匠法上の建築物に該当するものの例

「商業用建築物、住宅、学校、病院、工場、競技場、橋梁、電波塔 など」 (基準同10頁)

○外国における建築物の事例①

WO DM/079276
「Hotel building」

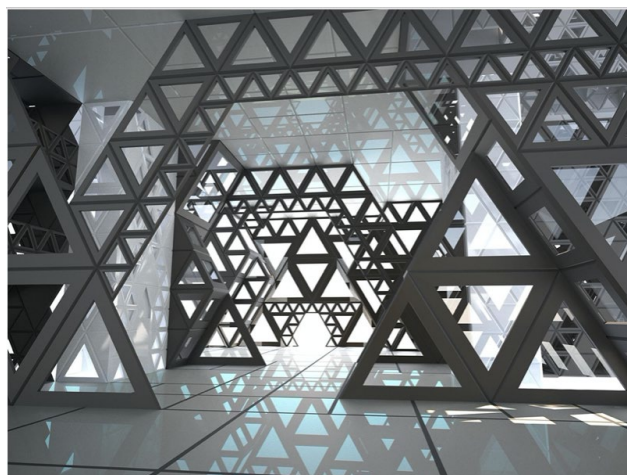


WO D102912-0001 (2018年)
「Outdoor sports structure」



○外国における建築物の事例②

GB 6080119 (2019年)
「building」 (内部も含む事例)



EM 005798964-0001 (2018年)
「Building facades」 (部分の事例)



(2) 建築物の保護対象

ア. 「**複合建築物**」も登録可能（基準同2頁）。

イ. 自然物等

「建築物又は土地に継続的に**固定**し任意に動かさない、**建築物に付随する範囲内の物品**については、建築物の意匠の一部を構成する」「植物や石等の**自然物**」も「付随する範囲内のもの」は含む（基準同3頁）。

ウ. 画像, 照明

「固定した画像表示器等の表示部に表示された**画像**」も同様に、建築物の意匠を構成する。「固定した**プロジェクター**等」による画像や照明器具の**点灯模様等**も含む（基準同5頁）。

○「**固定されていない**」物品や**画像**は、建築物の意匠を構成しないが、「組物の意匠又は**内装の意匠**」として保護される可能性がある（基準同5頁, 6頁）。

エ. 願書【意匠に係る物品】欄に「意匠に係る建築物の**用途**」を記載する（意6条1項3号）

例：住宅、校舎、体育館、オフィス、ホテル、百貨店、病院、博物館、橋梁、ガスタンク など

例：学校、商業用建築物 など

例：複合建築物・・・【意匠に係る物品の説明】に具体的に記載

○外国における「建築物」の事例③ (複合建築物の事例)

EM 005239621-0001 (2018年)
「Buildings」



○外国における「建築物」の事例④（自然物, 照明を構成要素とする事例）

GB 6064995 (2019年)
「A Pedestrian and Cycle
Garden Tunnel」



(3) 建築物の類否判断

ア.物品、画像、建築物の各意匠間でも類似する場合がある

「物品、画像、建築物の各意匠の間においても、対比」し、類否判断する（基準Ⅲ部2章1節2頁）。

①建築物と物品の間 「例えば、建築物の意匠である「住宅」と、物品の意匠である「組立家屋」について、人が居住するために用いるものである点で、その用途及び機能に共通性があることから、用途及び機能は類似する」（基準Ⅳ部2章15頁）

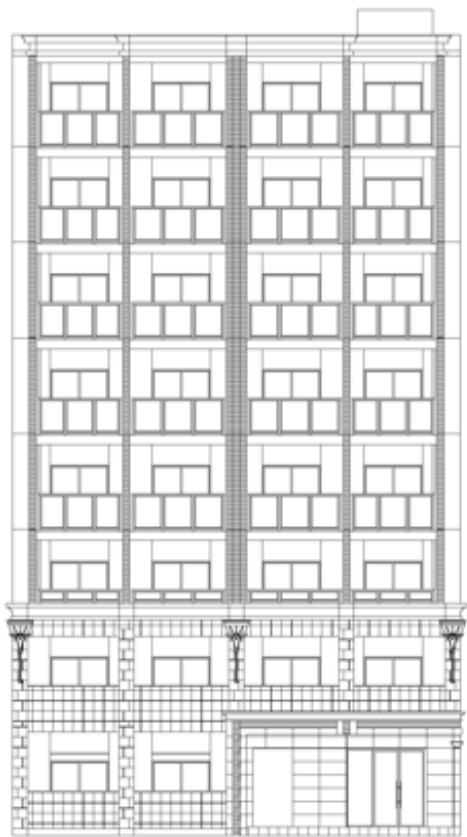
②建築物と内装の間 「例えば、建築物の意匠である「住宅」について、その内部の居間の部分を意匠登録を受けようとする部分とした意匠と、内装の意匠である「住宅用居間の内装」については、いずれも内部において人が一定時間を過ごすために用いるものであるという点で、用途及び機能に共通性があることから、両意匠の用途及び機能は類似する」（基準同15頁）

イ.自然物等が含まれている場合

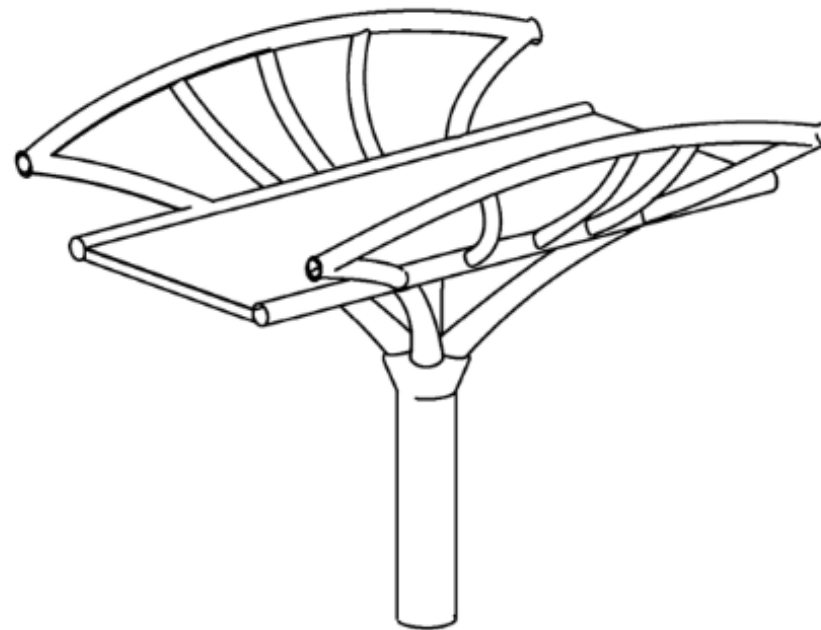
「例えば植物の枝葉や花の形状等のように、自然が生み出した造形からなる形状等自体は、意匠の特徴として考慮しない。他方、人工構造物と自然物等との位置関係や、それらを含めた建築物の意匠全体の構成については、当該造形的特徴を考慮する。」（基準同15頁）

○日本での登録事例① (建築物としても保護される)

意匠登録第1621389号
「組立家屋」



意匠登録第1599649号
「組立て橋りょう」

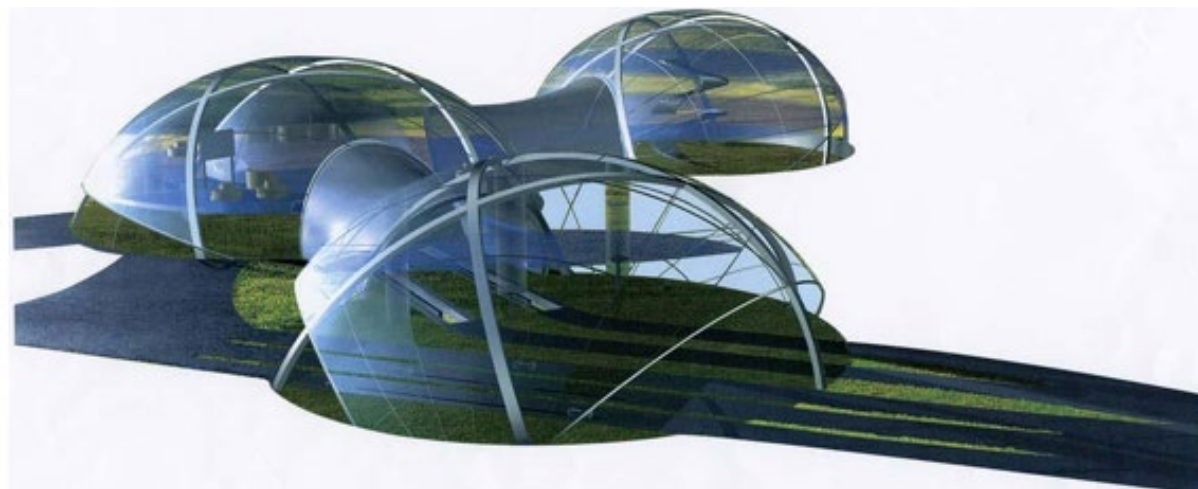
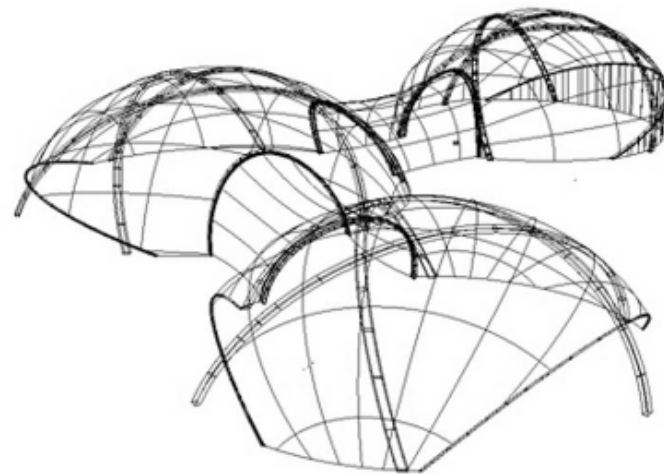


○日本での登録事例② (建築物としても保護される)

意匠登録第1345562号
「風車塔」



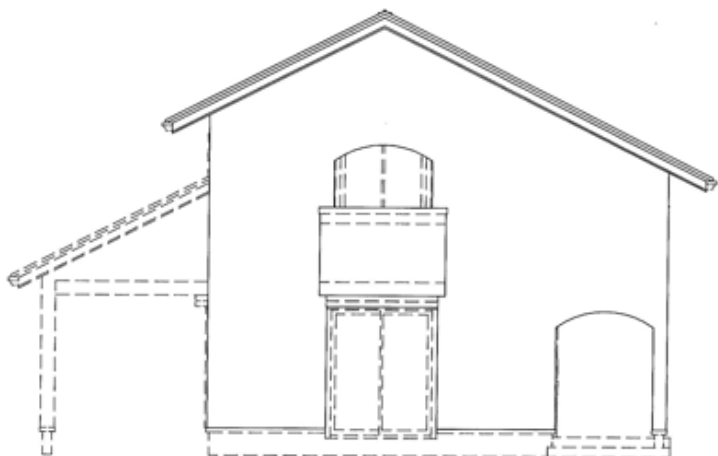
意匠登録第1599649号
「ガソリンスタンド用屋根」



○日本での登録事例③ (建築物としても保護される)

○付属の**植栽**も保護される可能性あり。
○自動車は建築物ではない。

意匠登録第1566828号



意匠登録第1619677号



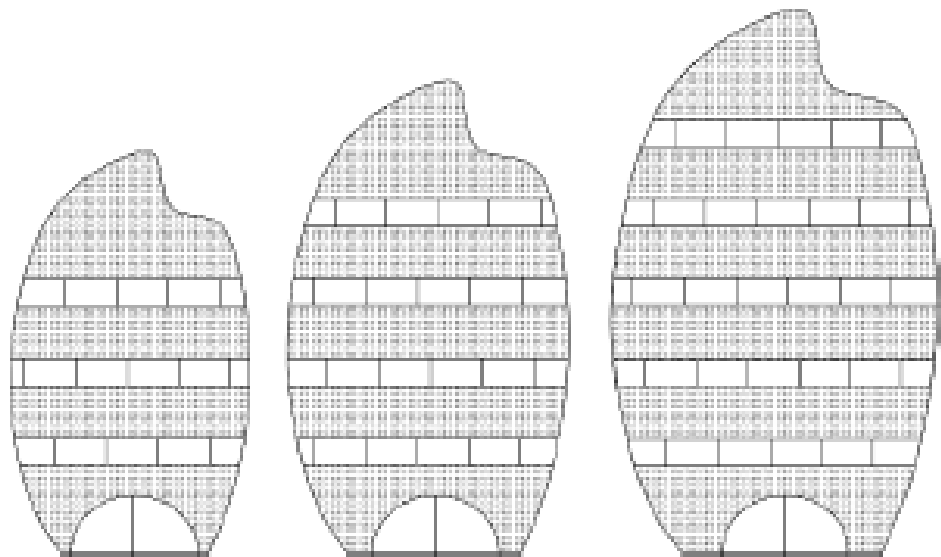
3. 組物, 内装

(1) 組物の意匠

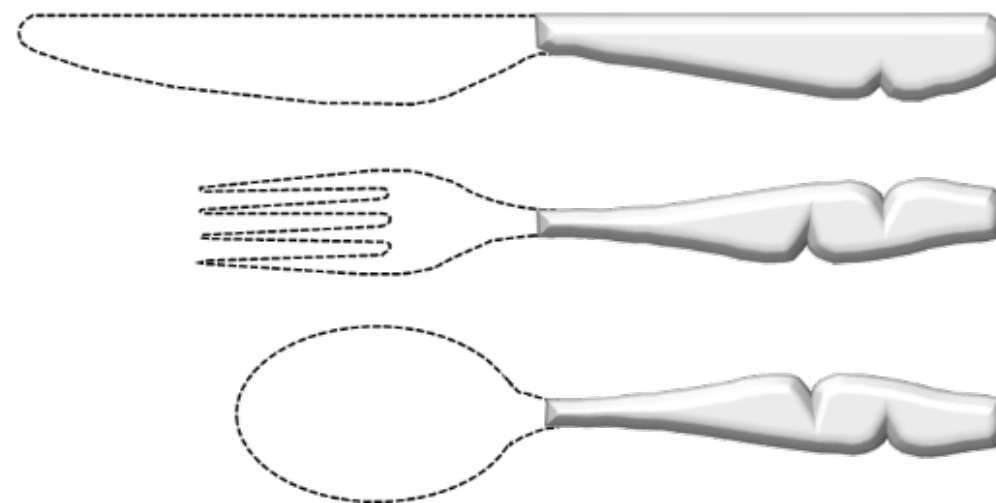
「同時に使用される二以上の物品、建築物又は画像であつて経済産業省令で定めるもの（以下「組物」という。）を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、**組物全体として統一があるときは**、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。」（意8条）

○**改正点**：「二以上の物品等の**部分について**・・・組物の意匠として意匠登録をうけることができる」（基準IV部3章組物の意匠1頁）

【事例】 一組の建築物



部分の【事例】 一組の飲食用ナイフ、フォーク及びスプーンセット



○外国における組物の事例

EM 004733194-0002 (2018年)
「Furniture sets」



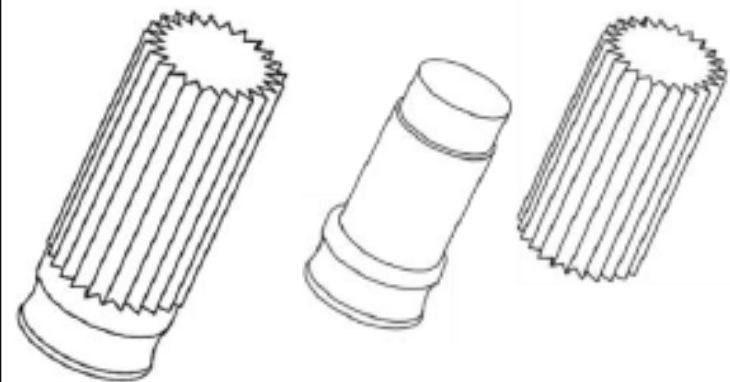
○「内装」の事例
EM 00476172-0003 (2018年)
「Furniture sets」



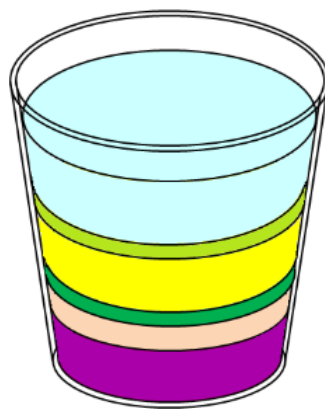
●各物品の「配置」を意匠の構成に含むものと推認されるので、組物ではなく内装と認識される。

(2) 一の物品等 (一意匠) として登録可能なもの (組物の意匠ではない。「配置」等が特定されたもの) 「一体的に流通」し得るもので, 「一体的に創作」されている場合 (基準II部2章意匠ごとの出願3頁)

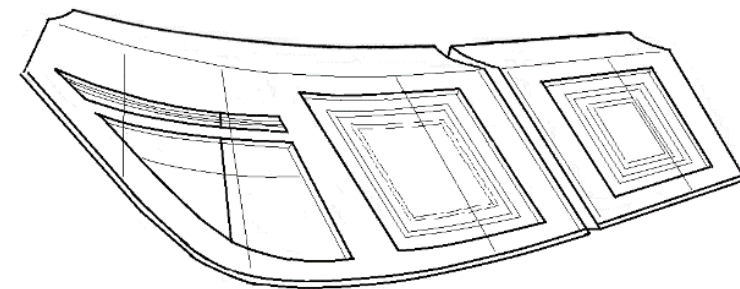
【事例1】 「容器付き固形のり」



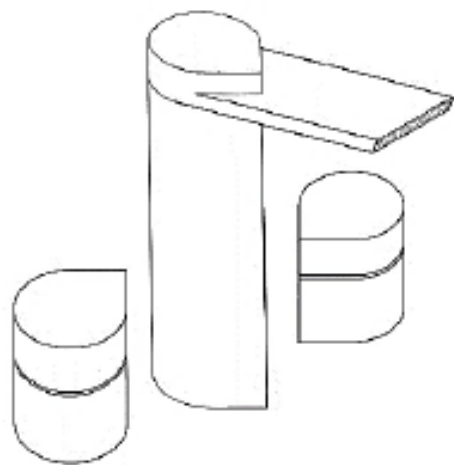
【事例3】 「容器付きゼリー」



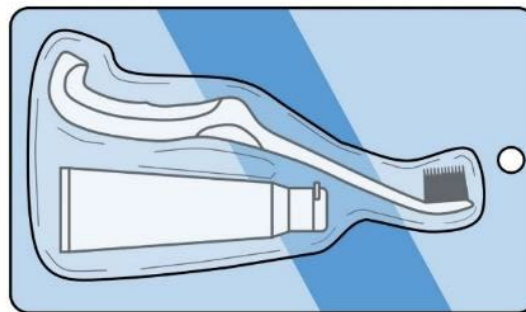
【事例4】 「乗用自動車用尾灯」



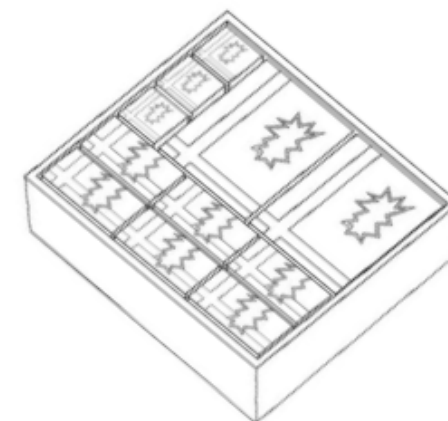
【事例5】 「湯水混合水栓」



【事例6】 「歯磨き粉, 包装用容器付き歯ブラシ」

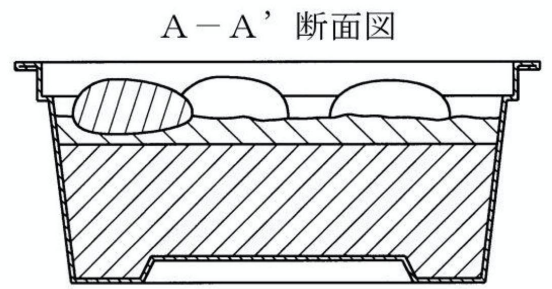
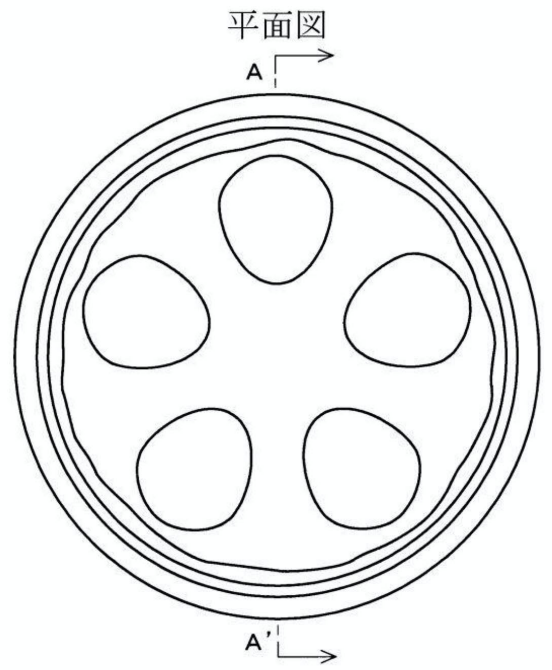


【事例7】 「詰め合わせクッキー及び食卓用皿入り包装用容器」



○一意匠としての登録事例

意匠登録第1571832号
知財高判平成28・9・21〔容器付
冷菓〕平成28（行ケ）10034



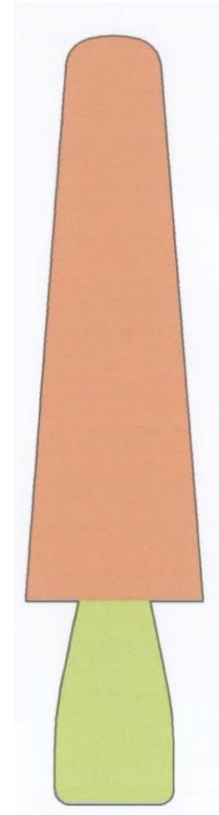
意匠登録第1317997号
「容器付固形化粧」



意匠登録第1211064号
「板付き蒲鉾」



意匠登録第1154256号
「棒付き冷菓」



(3) 内装の意匠

「店舗、事務所その他の施設の内部の設備及び装飾（以下「内装」という。）を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、内装全体として統一的な美感を起こさせるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。」（意8条の2）

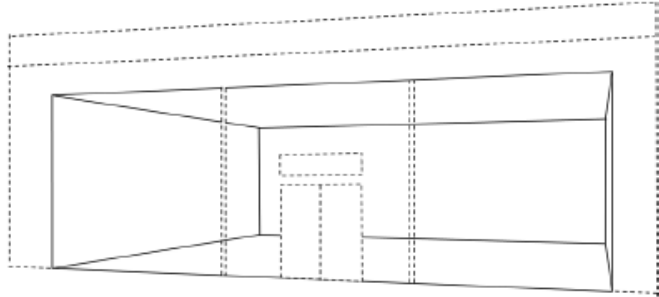
ア 内装意匠の保護対象

①「各構成物品等の組合せ方や配置を含めた内装全体としての美感を保護の対象とする」（基準IV部4章内装の意匠1頁）

- 「配置」を含めて登録するために「内装全体として統一的な美感を起こさせるとき」と規定した。
- 組物は、「配置」を構成要素に含まない。内装は、「配置」を構成要素とする。

②内装「人がその内部に入る大きさを持ったものであり、かつ、複数の物品等から構成されるもの」（基準同21頁）

●複数の物品等から構成されるもの（内装）とは認められないものの例（基準同13頁）



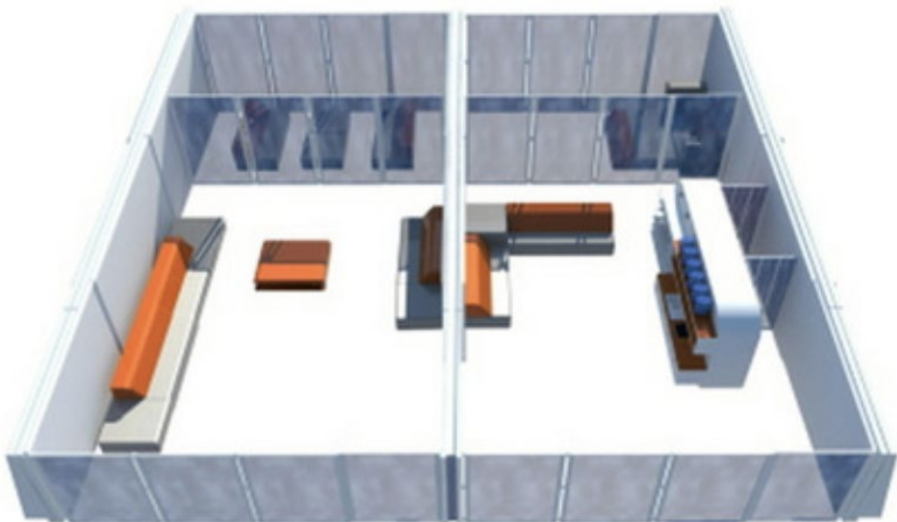
○「内装」とは認められないが、「建築物の内部の部分」として意匠登録を受けることができる可能性はある（基準同13頁）。

③「物理的に一続きの一の空間」を保護する（同上3頁）

「壁等が、例えば透明であるなど、視覚的に一続きの空間」も保護する（基準同3頁）

○外国における内装の事例①

TN/L/2014/86307 (2014年)
「Construction loft modulaire」

○内装ではなく「建築物の内部」の事例
(建築物に固定されていない物品が存在しない)

IT 2018000002309 (2018年)
「cabine di insonorizzazione e di protezione」



○外国における内装の事例②

EM ,06625695-0005 (2019年)
「 Composite furniture 」



IT 2018000003273 (2019年)
「 presentazione di set di mobili 」



○外国における内装の事例③ DM/101 952 (2018) 「Get-up [arrangement of the interior of a room] 」

1.1



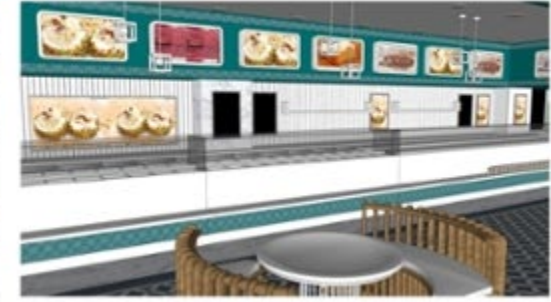
1.2



1.3



1.4



1.5



1.6



1.7



1.8



1.9



1.10



○外国における内装の事例④ (一続きの空間)

IT 2019000000052 (2019年)
「presentazione di set di
mobili」 (隣室)



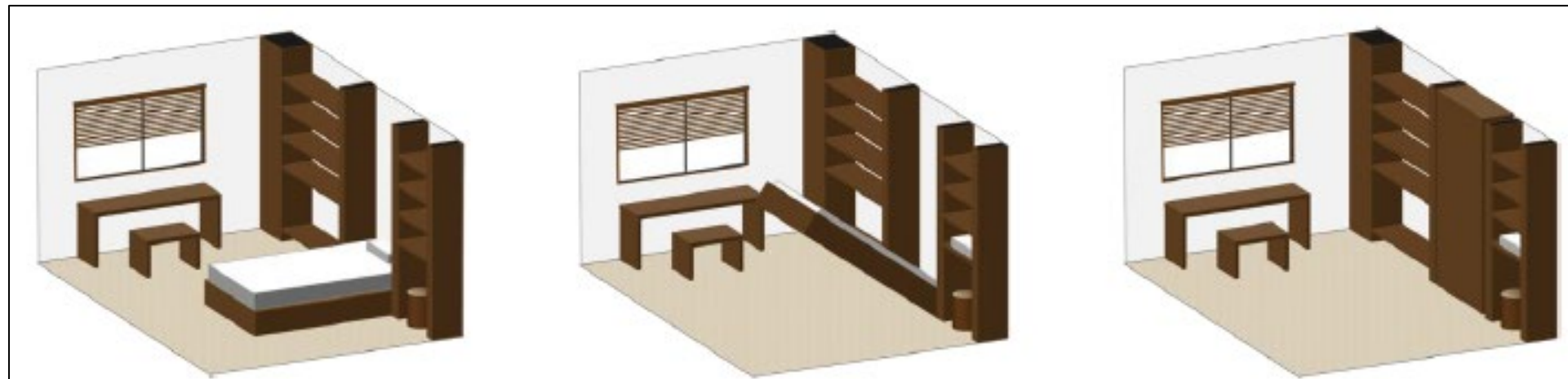
IT 2019000000052 (2019年)
「presentazione di set di
mobili」 (ベランダ)



④変化する内装

「一の用途及び機能に基づいて、形状、模様若しくは色彩が変化する内装の意匠」は保護される（基準IV部4章3頁）

可動するベッド



○「画像の変化が、一の画像の意匠として許容される変化の範囲内のものである場合に限り、一の内装の意匠を構成する」（基準同4頁）。

○「内装に含まれる照明器具を点灯させることにより表される模様が変わるときは、変化の前後の模様に関連性があるものである場合に限り、一の内装の意匠を構成する」（基準同4頁）。

●しかし、「机と椅子の配置を変えること」等、「各構成物品等の配置を変更したものを含む場合は、別個の意匠の創作に係るものが含まれていると判断」する（基準同4頁）。

⑤店舗, 事務所その他の施設の内部

施設とは, 広く「その内部において人が**一定時間を過ごすためのもの**」(基準同10頁)

「動産を含む。例えば、組み立て式の簡易店舗や事務所、鉄道各種の**車両や旅客機、客船の内装**などが該当する。」(基準同10頁)

内部とは, 出願では「床、壁、天井のいずれか一つ以上が図面」に記載される必要がある。

「施設の内部に付随する施設の外部が含まれていてもよい。」(基準同10頁)

○「内装に**固定された照明器具を点灯**させることにより表れる模様又は色彩は、内装の意匠を構成する」(基準同11頁)。

●固定されないスタンドは、内装の構成であるが、その点灯模様は構成に含まれない。

○**自然物等**について、「内装の意匠に含まれる、**建築物の意匠の一部**を構成するものであるときは、内装の意匠を構成し得る」(基準同12頁)

●「建築物又は土地に継続的に**固定**し任意に動かさない、**建築物に付随する範囲内の物品**については、建築物の意匠の一部を構成する」「植物や石等の**自然物**」も「付随する範囲内のもの」は含む(基準IV部2章3頁)。

○日本における登録事例

意匠登録第1459065号 (2012年)
「クルーズ船」



意匠登録第1357644号 (2009年)
「航空機」

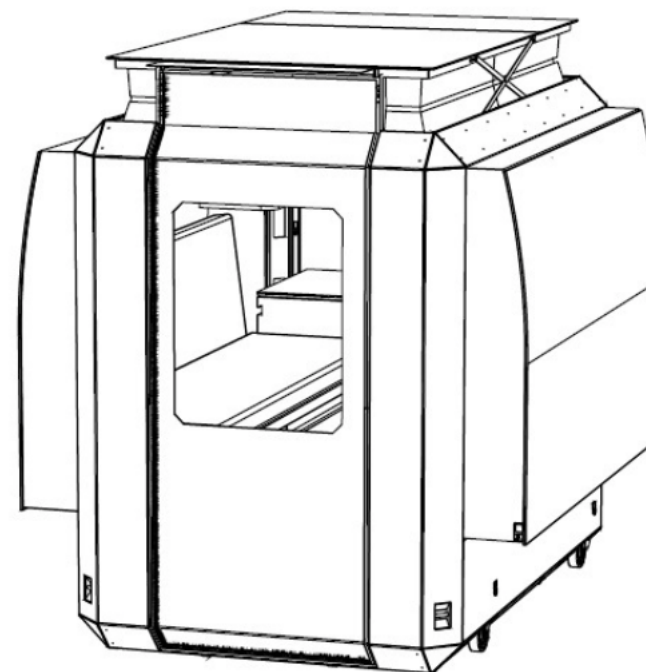


○外国における「車両の内装」の事例

DE 40201900030-0006
(2019年)
「Camping-Wohnwagen」



DE 40201900030-0003
(2019年)
「Camping-Wohnwagen」



イ 内装意匠の類否判断

○「施設の通常の利用状態における肉眼による観察を基本としつつ、…一の観察方法に限定することなく、**複数の視点**から総合的に行う。」（基準IV部4章21頁）

①内装と内装

「内部において人が一定時間を過ごすために用いるものであるという点で、用途及び機能に共通性がある…**原則全ての内装の意匠の用途及び機能に類似性がある**」（同上21頁）

②内装と建築物

「内装の意匠である「**住宅用居間の内装**」と、建築物の意匠である「**住宅**」について、その内部の**居間の部分**を意匠登録を受けようとする部分とした意匠については、いずれも内部において人が一定時間を過ごすために用いるものであるという点で、用途及び機能に共通性があることから、両意匠の**用途及び機能は類似する**と判断する。」（同上21頁）

③内装と物品

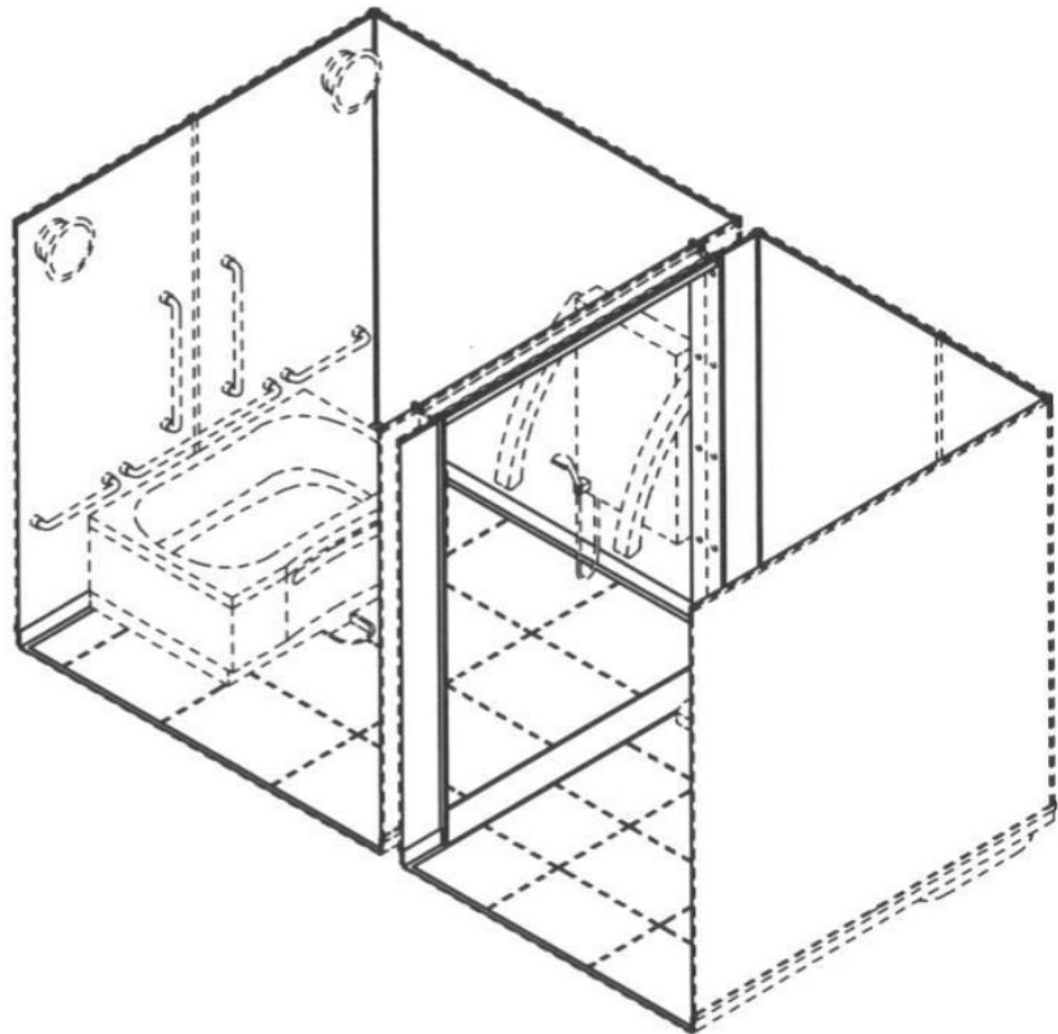
「内装の意匠である「**住宅の浴室の内装**」と、物品の意匠である「**浴室**」について、その内部の浴室の部分を意匠登録を受けようとする部分とした意匠については、いずれも内部において人が一定時間を過ごすために用いるものであるという点で、用途及び機能に共通性があり、また、物品の意匠である「浴室」については、内部において人が一定時間を過ごすこと以外に、他の用途及び機能をほとんど持たないものであることから、両意匠の**用途及び機能は類似する**と判断する。」（同上22頁）

●なお、「住宅の内装」と「船舶」の客室部分や「旅客機」の内部では、「走行」や「飛ぶ」機能があり、用途・機能が類似ではない（基準WG19回議事録12頁）。

○「浴室」日本の登録事例

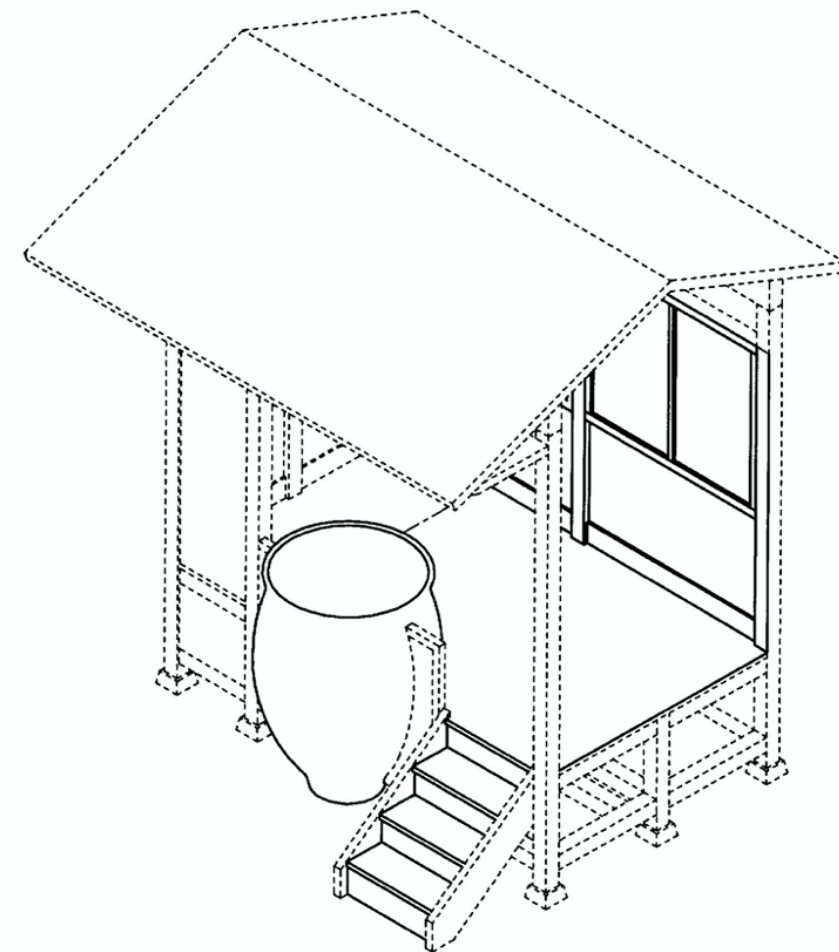
意匠登録第1501753号「浴室」パナソニック

【正面側の壁と扉, 及び, 天井を除いた状態の参考斜視図】



意匠登録第1362825号「浴室」

【斜視図】



Ⅲ. 関連意匠

1.

1. 関連意匠の制度趣旨等

(1) 関連意匠の制度趣旨： 「**バリエーションの意匠**」について、「保護し、**各々の意匠について権利行使**することを可能とする制度」である（基準V部関連意匠1頁）。

- 先願（意9条）の規定の例外**として、**類似する自己の先行意匠を本意匠**として「関連意匠」の登録ができる。
- 改正によって、**新規性・創作非容易性（意3条）**、**拡大先願（意3条の2）**についても例外的扱いがされる。

(2) 関連意匠の改正ポイント

- ①**関連意匠の出願可能期間**を本意匠（基礎意匠）の出願から**10年**とした。
- ②**関連意匠にのみ類似する意匠**も、関連意匠として登録できることとした。
- ③関連意匠の権利期間は、**本意匠（基礎意匠）の出願から25年**である

(3) 施行時期等

- 改正前は、①**関連意匠の出願可能期間**は、本意匠の公報発行前まで（平均8月）。
②**本意匠に類似せず、関連意匠にのみ類似する意匠**は拒絶された。
③**権利期間**は、本意匠登録から20年

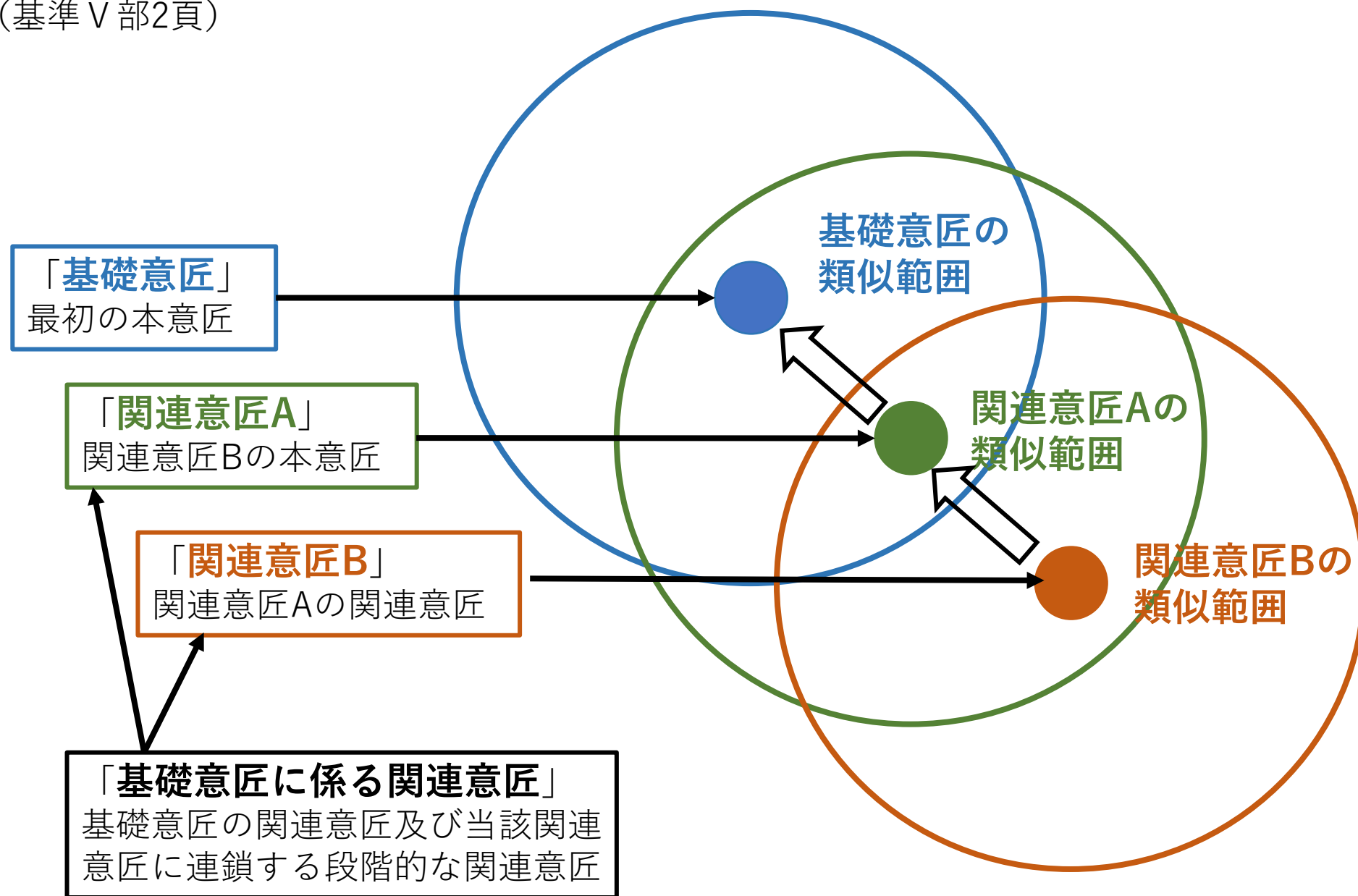
- 2020年4月1日以降**は、改正法が適用される。

本意匠（基礎意匠）の出願日から10年以内であれば関連意匠として登録可能。

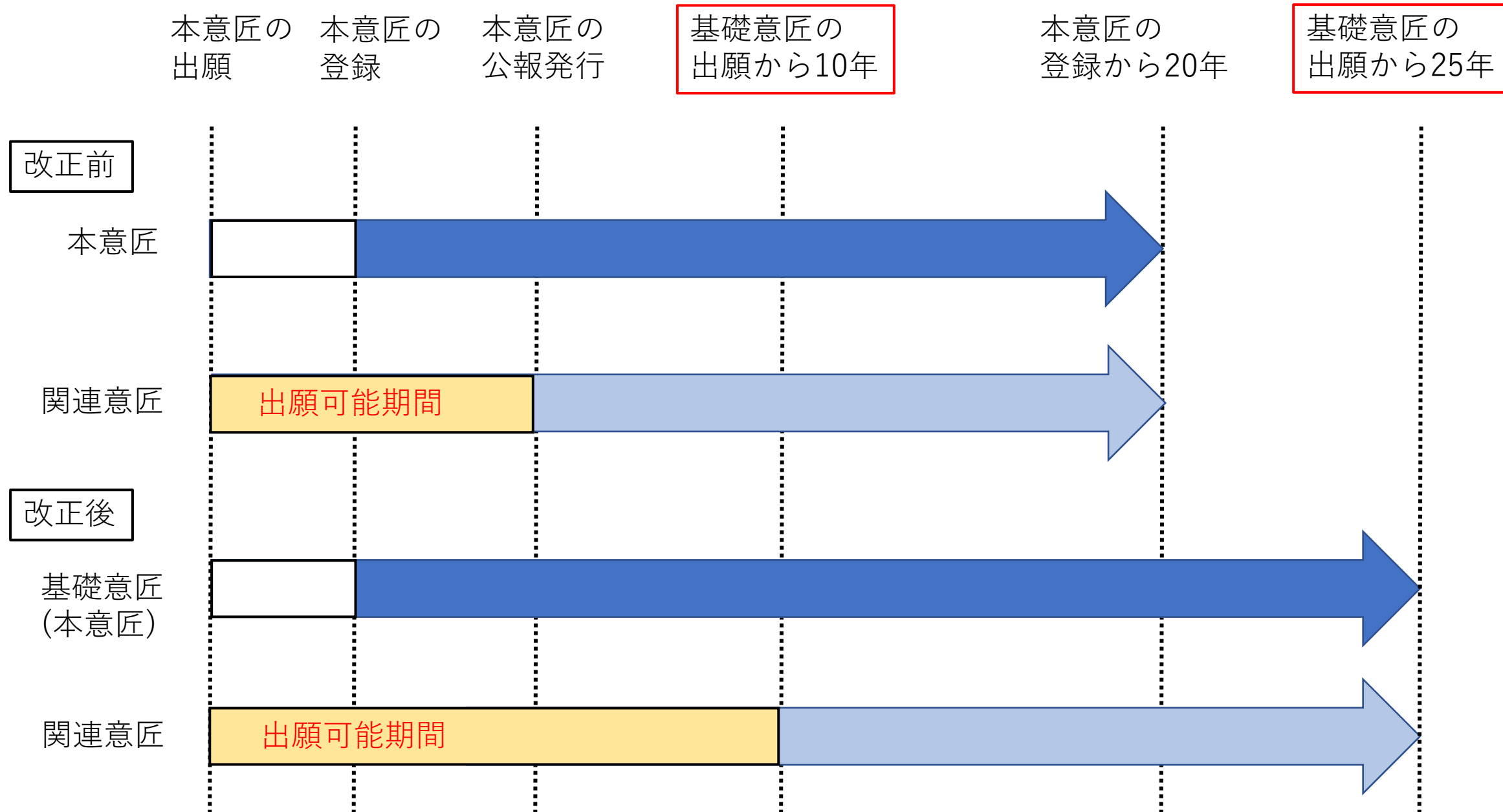
2020年4月1日の関連意匠出願は、**2010年4月1日以降に出願した意匠を本意匠とできる**。

- 関連意匠の権利期間**は、上記の例では、2035年4月1日以降まで（本意匠（基礎意匠）の出願日から25年）

○ 関連意匠に係る用語（基準 V 部2頁）



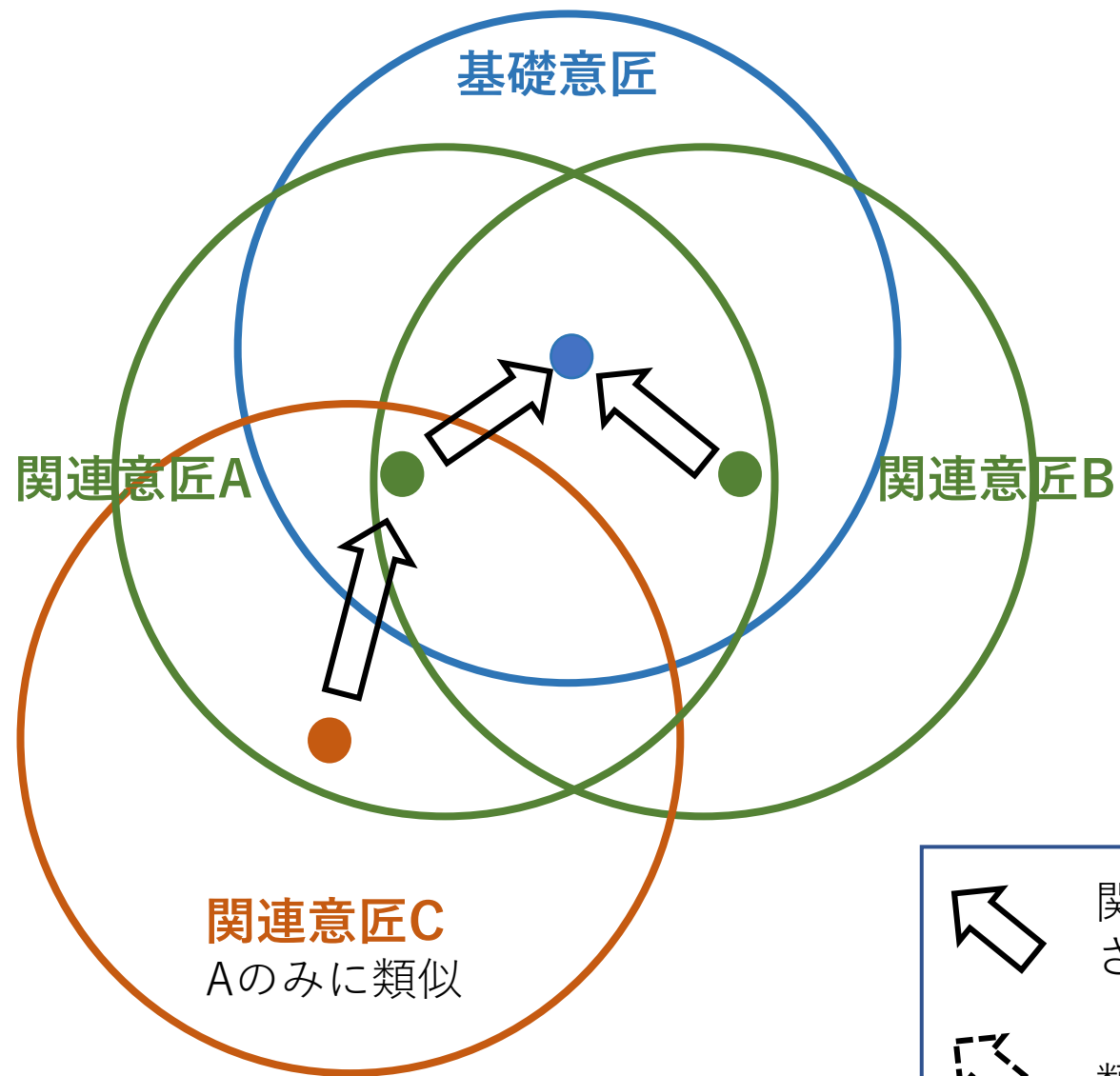
○改正前との比較



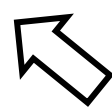
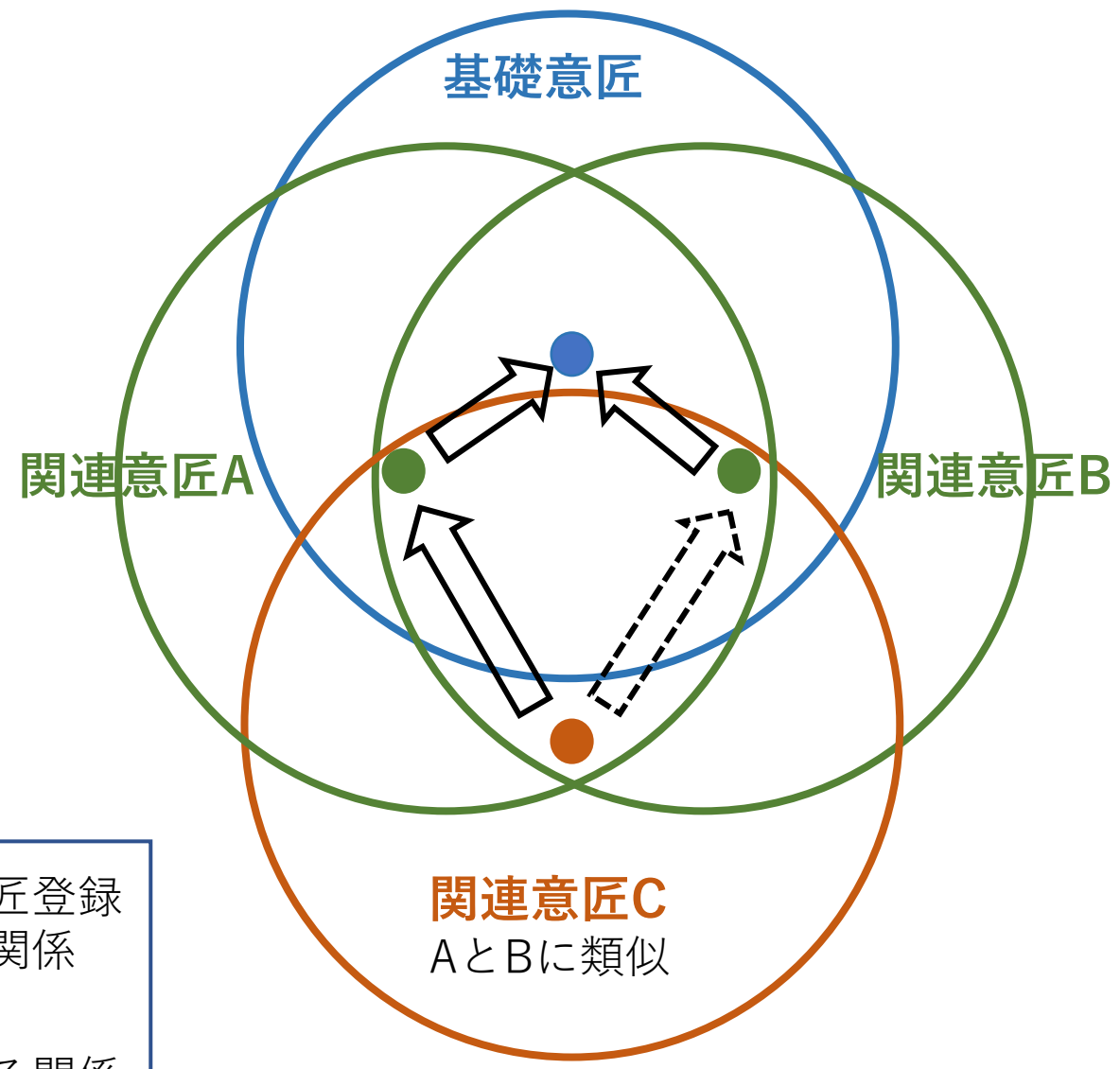
2. 関連意匠の登録要件等

- (1) 設定登録時に、本意匠（類似する自己の先行登録意匠）の意匠権が存続していること。
- 意匠権が消滅等（消滅，無効，放棄）している場合は，関連意匠の登録をすることができない（意10条1項）。
 - また，本意匠の意匠権に専用実施権が設定されていないことが必要である（意10条6項）。
 - 基礎意匠の意匠権が消滅等していても，本意匠となる関連意匠の意匠権が存続すれば，関連意匠登録できる。
（注意）なお，基礎意匠の意匠権が消滅後は，基礎意匠と同一又は類似の自己の公知意匠が，関連意匠の新規性・創作非容易性の判断において除外されないことに注意が必要（後述）。
- (2) 出願意匠に類似する先行意匠（先願意匠）が複数ある場合
- 先行意匠が基礎意匠及び基礎意匠に係る関連意匠（同一グループ意匠）であれば，いずれを本意匠としてもよい。
 - その場合，関連意匠間では先願（意9条）の規定は適用しない（意10条1項，4項，7項）。

【事例1】 関連意匠Cの本意匠はA



【事例2】 関連意匠Cの本意匠はA, Bいずれも可能
(基準同6頁【事例1】)



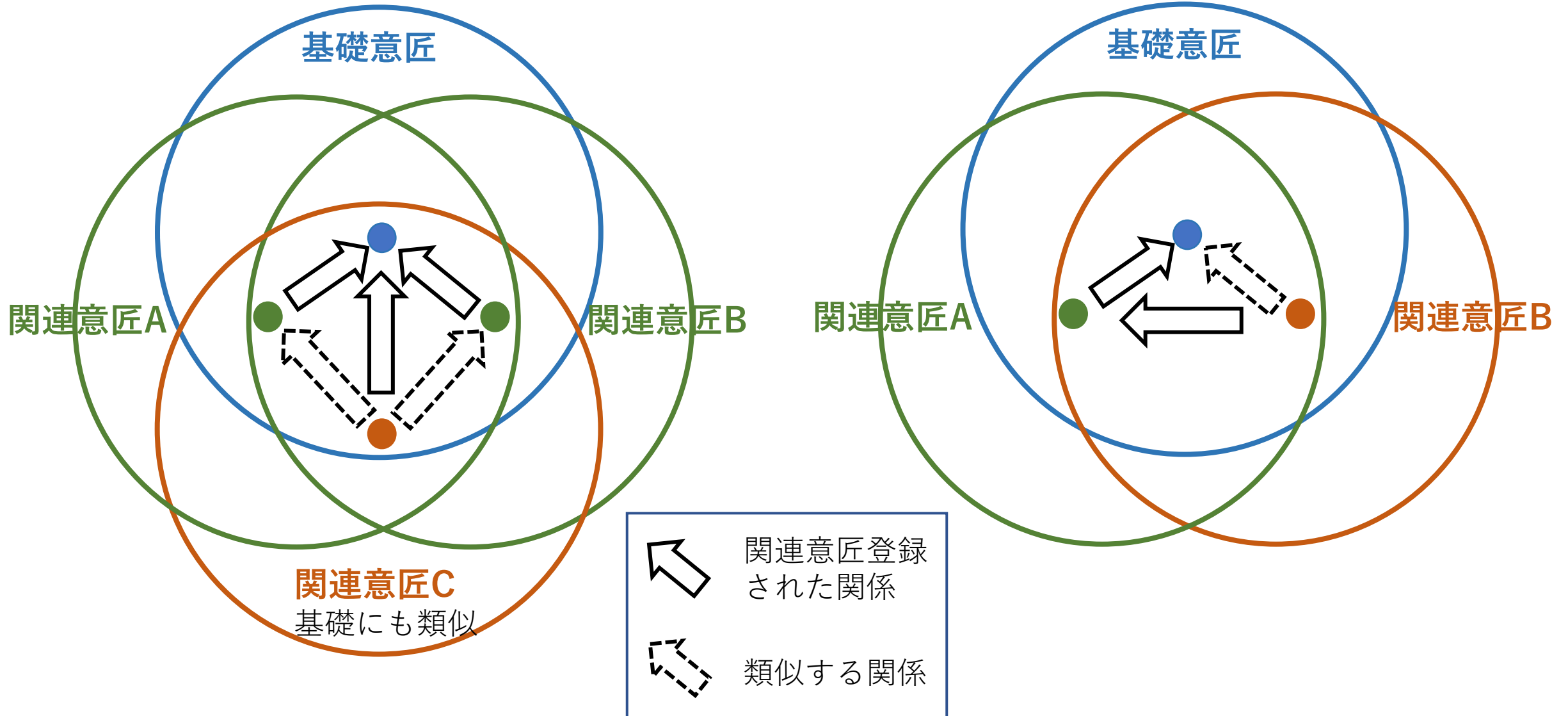
関連意匠登録
された関係



類似する関係

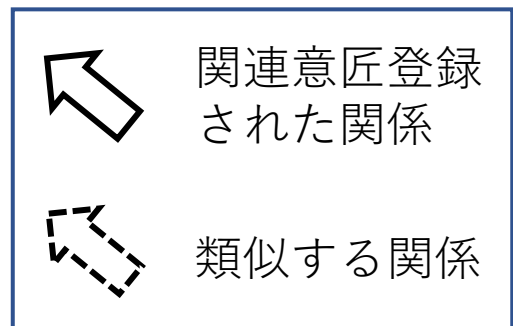
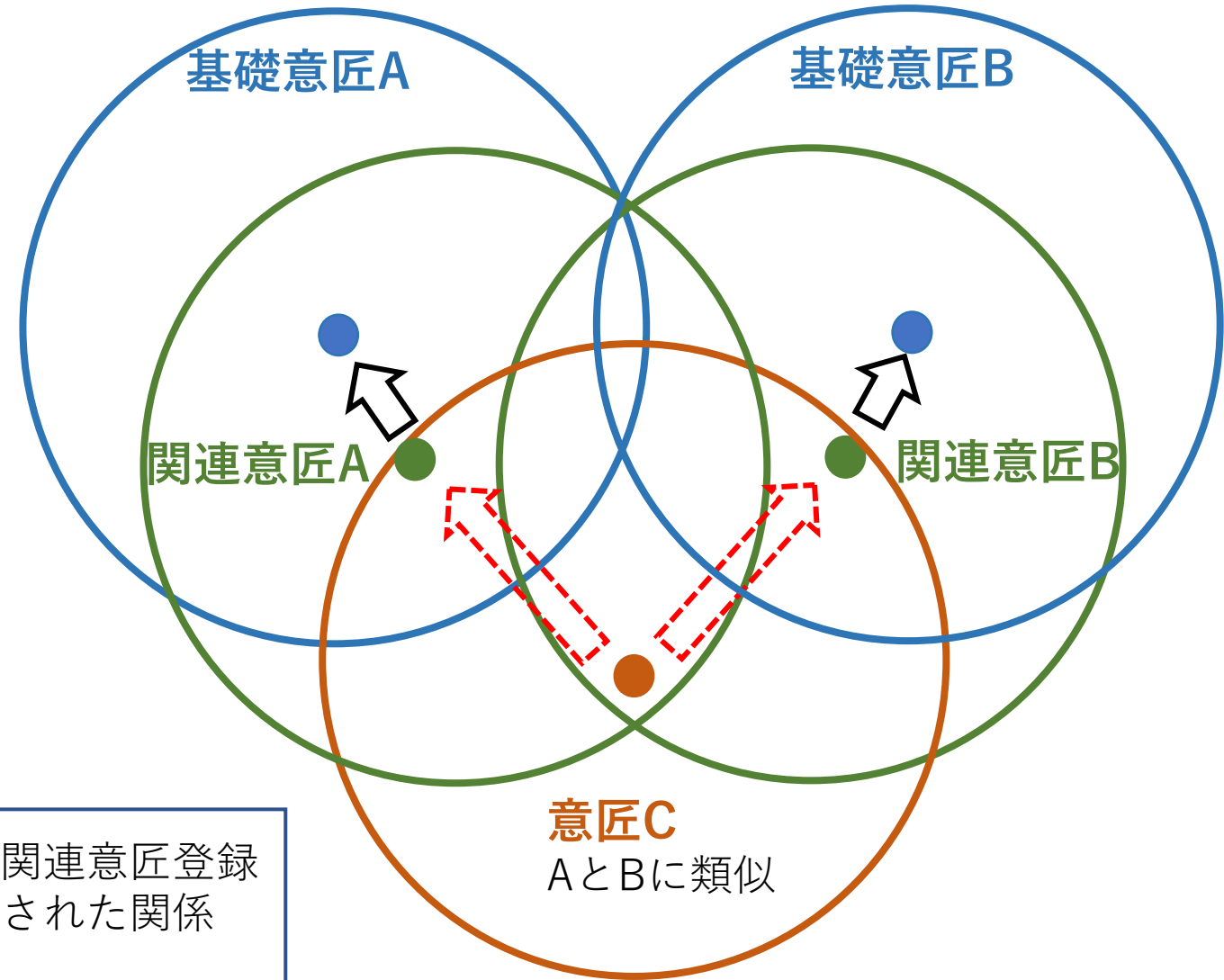
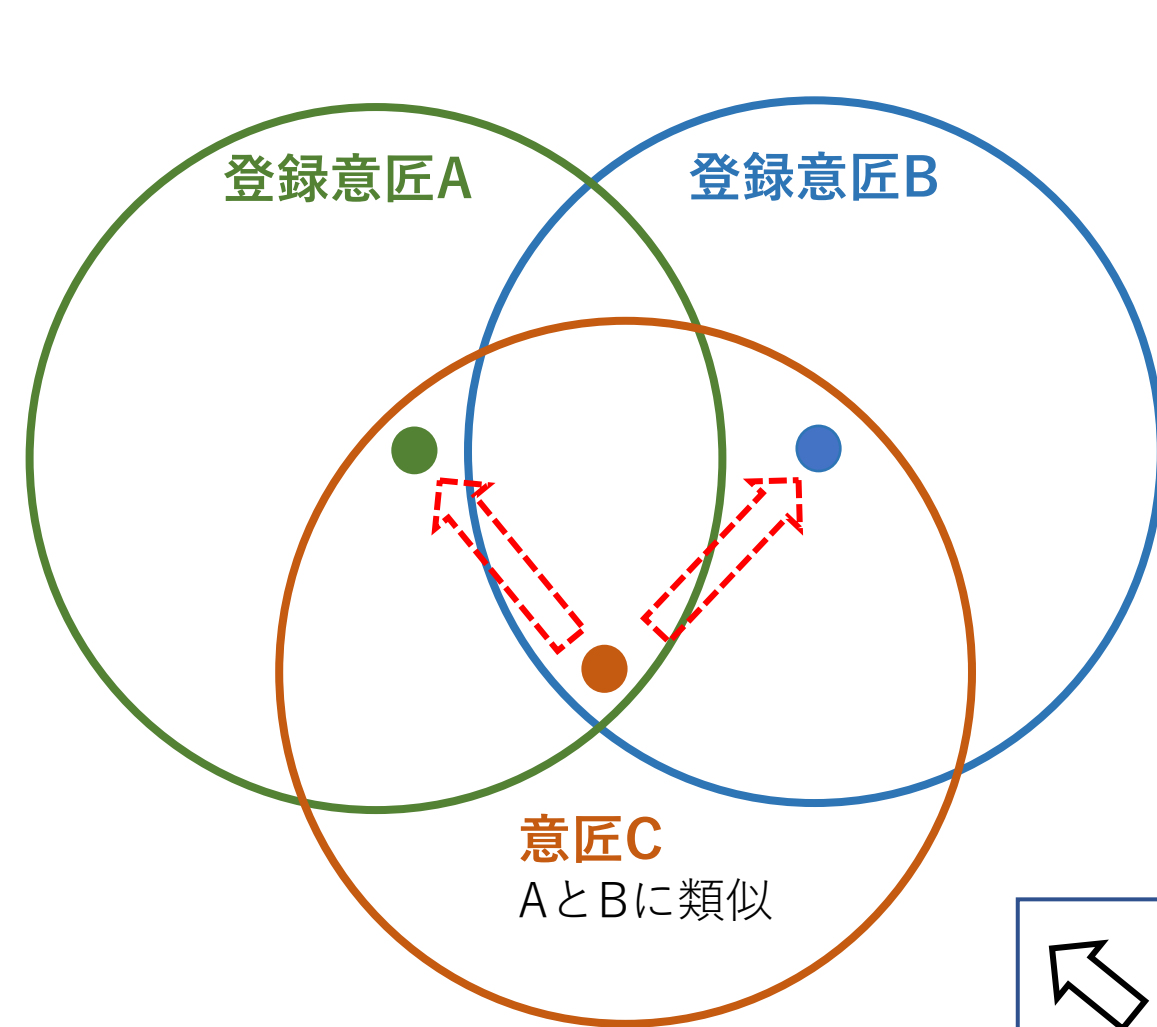
【事例3】 関連意匠Cの本意匠は、
基礎意匠、関連意匠A、Bいずれも可能
(基準同6頁【事例2】 【事例3】)

【事例4】 関連意匠Bの本意匠は、
基礎意匠、関連意匠Aいずれも可能

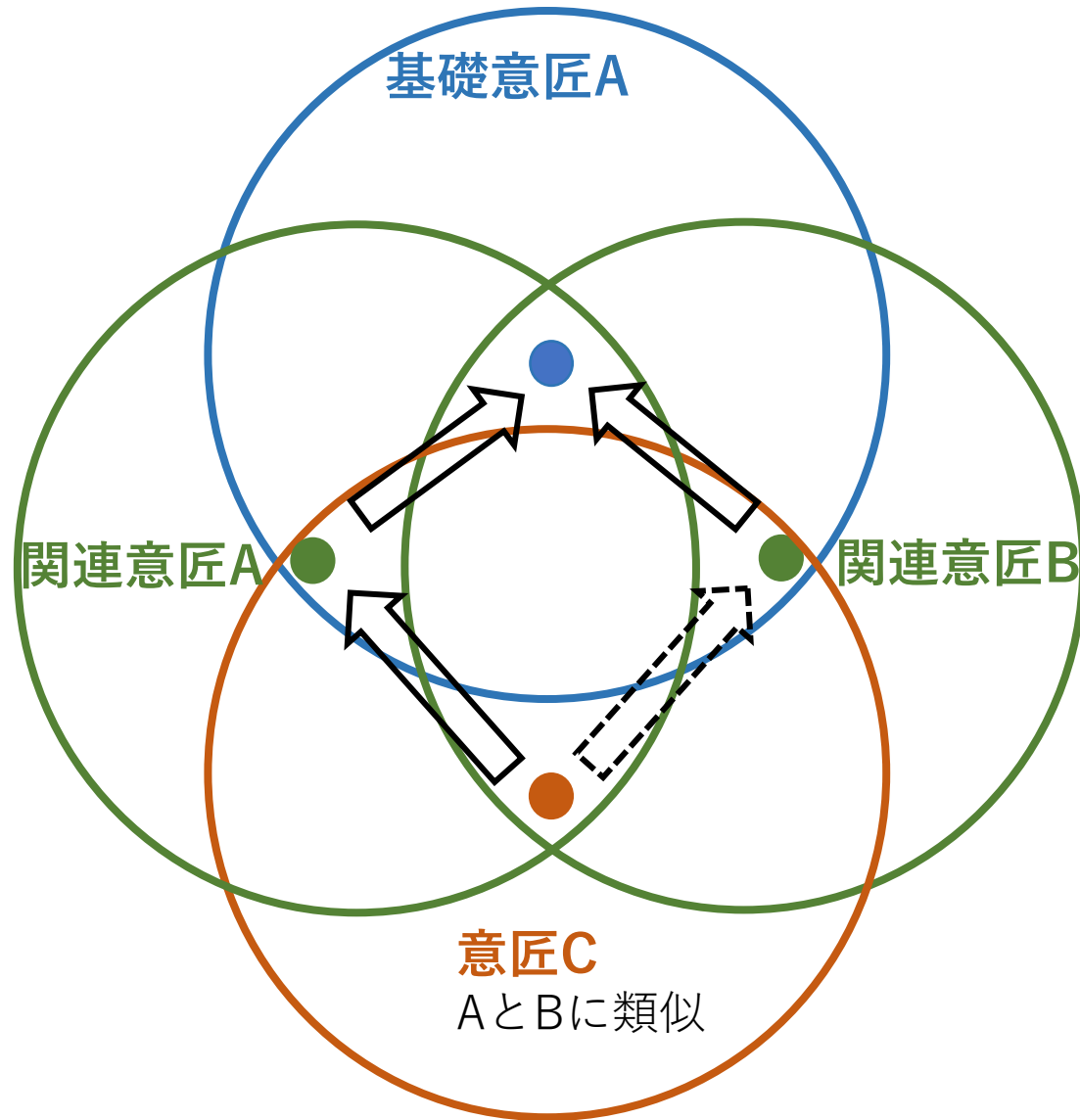


【事例5】 意匠Cは登録できない。

【事例6】 意匠Cは登録できない。

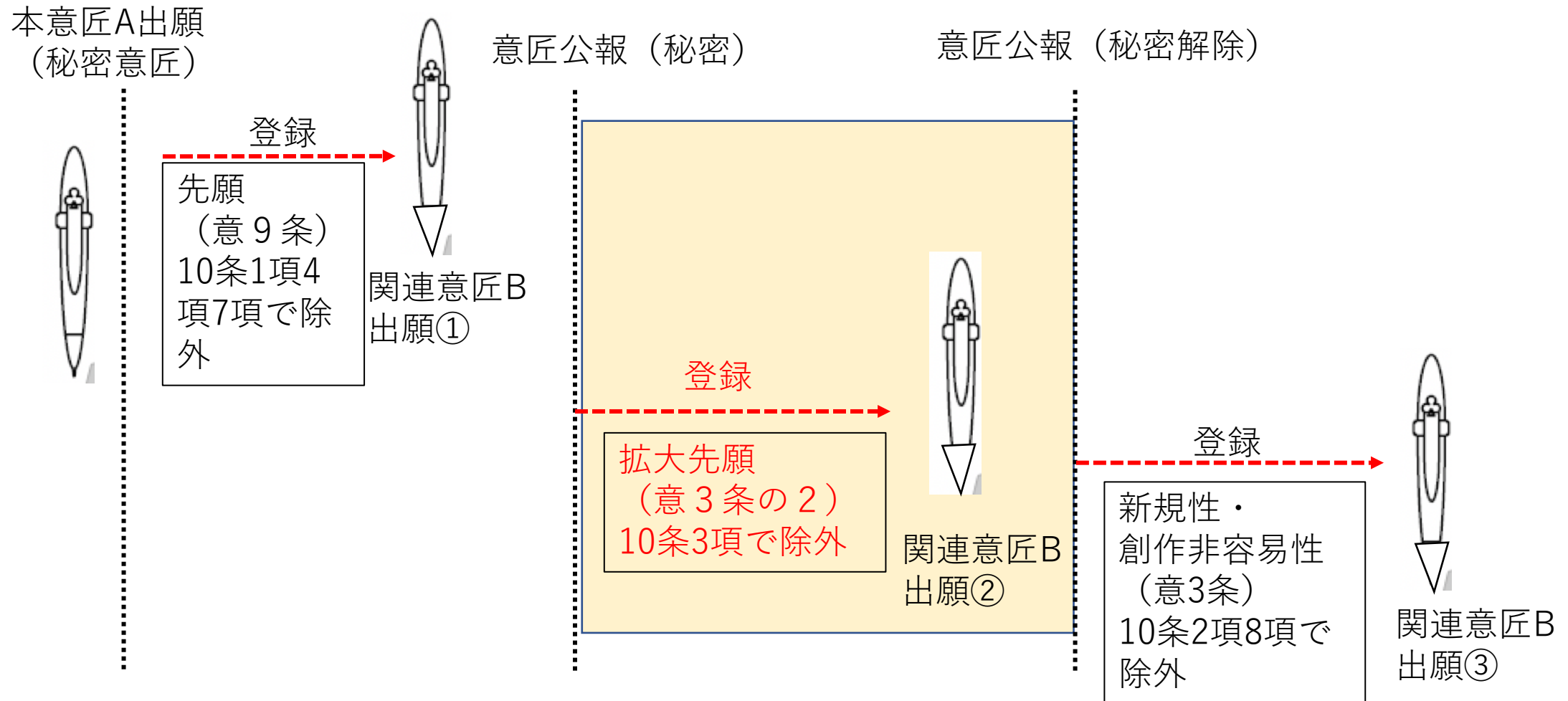


【事例7】 意匠Cは、基礎意匠が同一（同一グループ意匠）である関連意匠A,Bいずれを本意匠としても登録できる。



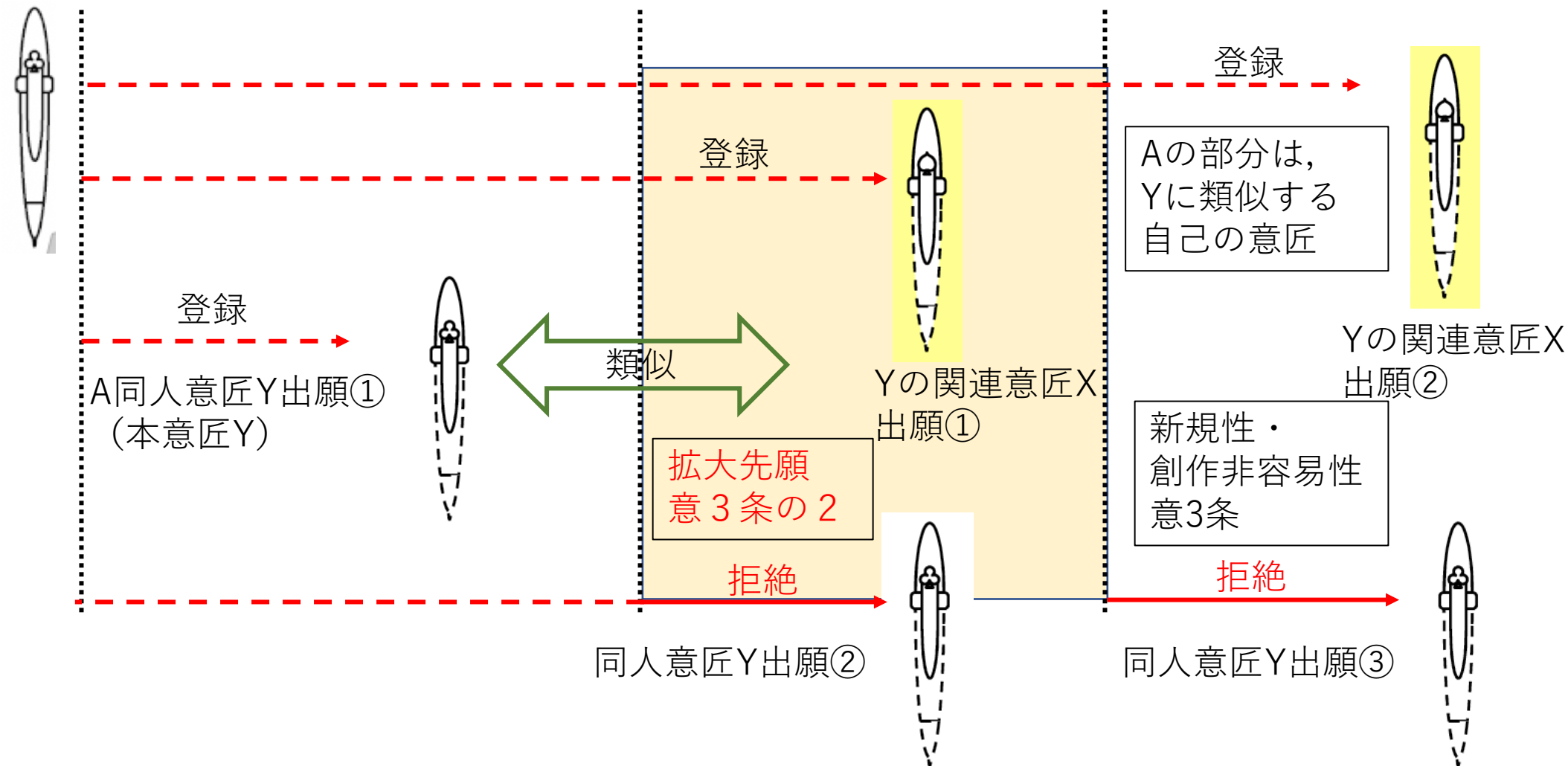
(3) 同一人の関連意匠出願については、意匠法3条の2の適用を除外する（意10条3項）。

「先の意匠登録出願の出願人と関連意匠の意匠登録出願の出願人が同一の者である場合は、意匠法第3条の2において規定する、先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外の規定は適用しない（意匠法第10条第3項）。」（基準同7頁）



○「同一人の関連意匠出願」については、**本意匠が異なる関連意匠**も意匠法**3条の2**の適用が除外される（その1）。

意匠A出願
(秘密意匠)

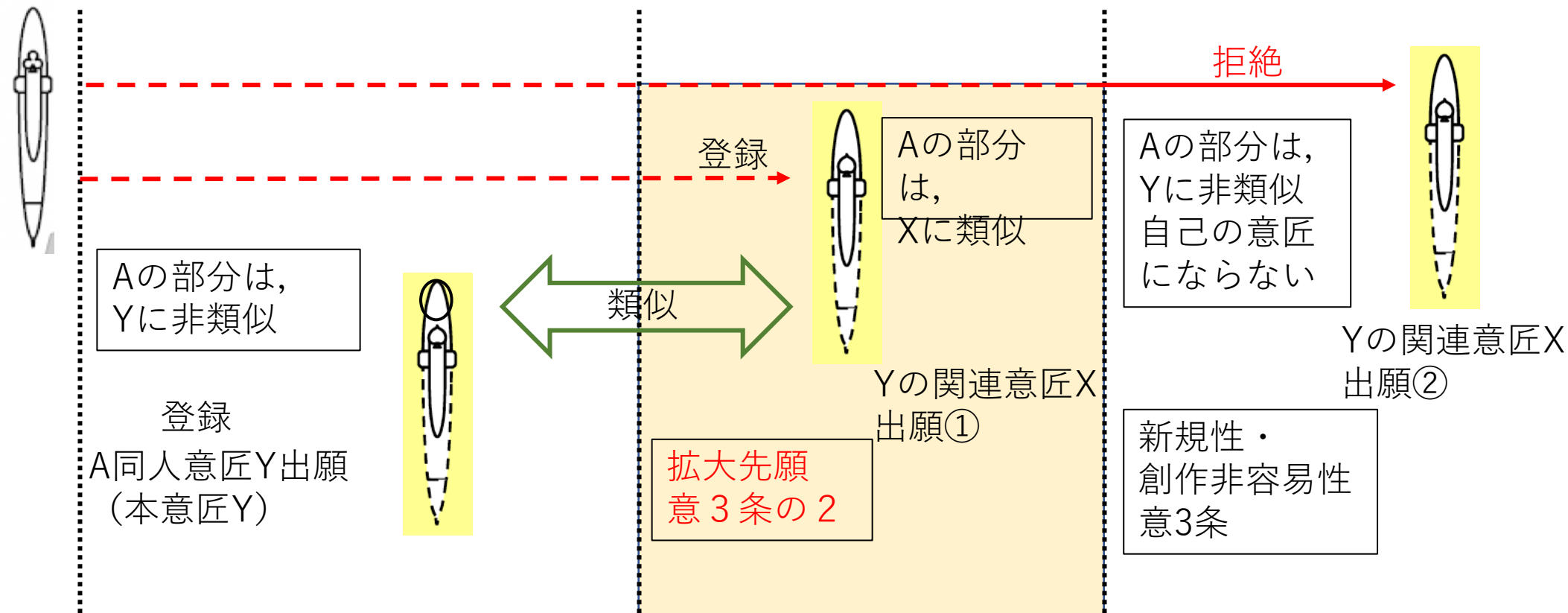


○「同一人の関連意匠出願」については、**本意匠が異なる関連意匠**も意匠法**3条の2**の適用が除外される（その2）。

意匠A出願
(秘密意匠)

意匠公報 (秘密)

意匠公報 (秘密解除)



(4) 新規性・創作非容易性に関する例外

ア 基礎意匠及び基礎意匠に係る関連意匠（グループ意匠）と同一又は類似の「自己の意匠」は、関連意匠の新規性・創作非容易性判断の資料から除外される。

「自己の意匠のうち、関連意匠として意匠登録を受けようとする意匠の基礎意匠及び基礎意匠に係る関連意匠と同一又は類似する意匠については、当該関連意匠の新規性及び創作非容易性の判断の基礎となる資料から除外する（意匠法第10条第2項、同第8項）。」（基準同7頁）

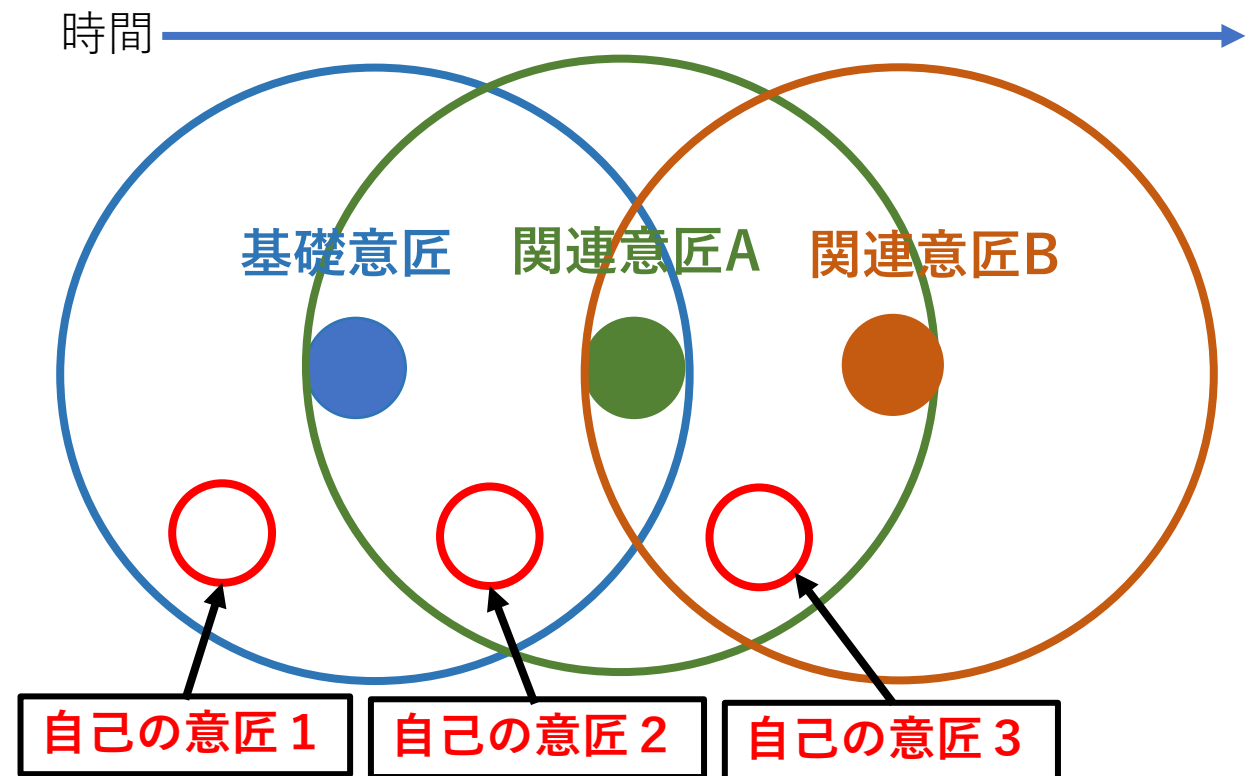
① 関連意匠Aについて、基礎意匠に類似する自己の意匠1, 2は判断資料から除外される。

（自己の意匠1はAと類似しないが、創作非容易性判断資料から除外される効果がある。）

② 関連意匠Bについて、基礎意匠及び関連意匠Aに類似する自己の意匠1, 2, 3は判断資料から除外される。

● なお、基礎意匠が消滅した場合、関連意匠Bについて、基礎意匠に類似する自己の意匠1及び2は判断資料から除外されなくなる。

関連意匠Aに類似する自己の意匠2も除外されないことに注意が必要。



イ. 「自己の意匠」とは

○ <自己が権原を有する意匠>

「自己の意匠とは、関連意匠の意匠登録出願人 **自らが意匠権を有する意匠**、又は **意匠登録を受ける権利を有している意匠** をいう。他人が意匠権を有する意匠、又は意匠登録を受ける権利を有している意匠を含まない。」（基準同7頁）

⇒したがって、「他人が独自に創作したもの」は含まれない（基準WG第17回議事録3頁）。

しかし、**冒認**出願のような意匠（他人が自己の創作した意匠と偽っている意匠）や **デッド・コピー**意匠は、真正な創作者の創作に係る意匠であり、実質的に「自己の意匠」（意匠登録を受ける権利を有する意匠）といえる（基準WG第16回議事録14頁）。

ウ. 「自己の意匠」の公開時期（基準同7頁）

①基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠の **出願時以降に公知**になったもの

②基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠の出願において、**新規性喪失の例外**の規定の適用がされているもの。

エ. 「自己の意匠」の具体例

①当該意匠の意匠公報に記載された意匠（同一意匠）

②当該意匠の実施意匠（同一・類似意匠）

③新規性喪失の例外の規定の適用をした意匠（同一・類似意匠）

オ. 「自己の意匠」が除外されない場合（意10条8項括弧書き）（基準同8頁）

- ① 関連意匠の出願が放棄，取下げ，却下，拒絶されたとき。
- ② 関連意匠の意匠権が消滅，無効，放棄されたとき。

当該関連意匠（基礎意匠も含む）に同一又は類似する自己の意匠は，その後出願された関連意匠の新規性・創作非容易性の判断の資料とする。（消滅した権利を復活させないためと説明される（基準WG16回議事録15頁，23頁）。）

○なお，①関連意匠の出願に関しては，「各事象に至った際に、願書の「本意匠の表示」の欄に、基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠が本意匠として記載されており、かつ、審査、審判又は再審において基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠を本意匠とする関連意匠であるとの判断が通知されたものに限る。」（基準同8-9頁）とされている。

●しかし，放棄，取下げ，却下以前において，審査等の「本意匠に類似する判断されたことがわかる通知」（基準WG第16回議事録30頁）がされるケースはほとんどないし，拒絶の査定等においても「本意匠の関連意匠であるとの判断が通知されたもの」となることも稀と思われる。

したがって，関連意匠の出願に関しこの規定が問題となることは事実上考えられない。だが，形式的にも心配がある場合は，関連意匠出願を独立の出願に補正する手段もあろう。

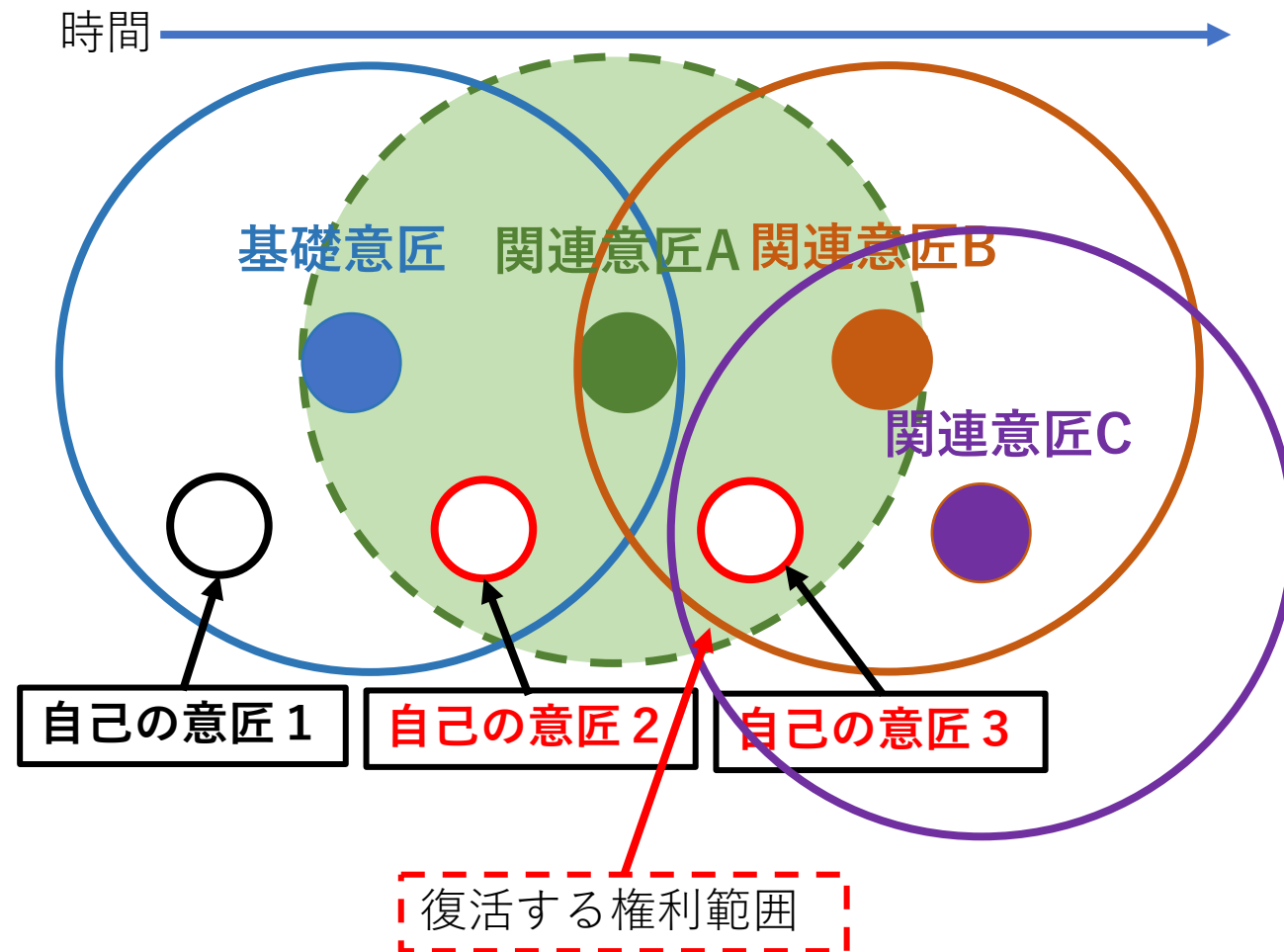
○関連意匠の意匠権が消滅，無効，放棄されたとき。

関連意匠Aの意匠権が消滅等した場合

① 自己の意匠2，3は，基礎意匠や関連意匠Bにも類似するが，判断資料となる。

② 関連意匠Bに類似する関連意匠Cが，「自己の意匠3」にも類似する場合は，拒絶される。
また，「自己の意匠2」「自己の意匠3」は，関連意匠Cの創作非容易性判断の資料となる。

③ なお，「自己の意匠3」について新規性の喪失の例外の適用を受けている場合は，関連意匠Cは登録できる（公開から1年以内の出願）。



<「自己の公知意匠」除外に関する注意点>

- グループ意匠の権利消滅等は慎重な検討必要。
- 新規性の喪失の例外の適用（意4条）はできるだけ受ける。

カ 「自己の意匠」の判断基準（基準同9頁）

① 当該公知意匠の公知時を基準として判断

（公知意匠の創作者は固定される。本意匠， 関連意匠の出願人等変更は可能。）

② 「考慮する事項」

a（自己の商標等） 公知意匠に示されている標章等が、当業者の一般的な知識から 出願人の標章等であることが明らかな場合は「自己の意匠」と扱う。

b（共同出願人の一人の実施） 関連意匠の意匠登録出願の出願人が複数の者による 共同出願である場合に、公知意匠の実施者がそのうちの一人である場合は「自己の意匠」と扱う。ただし、当該公知意匠について当該共同出願人以外の者が意匠登録を受ける権利を有している場合は「自己の意匠」と扱わない。

c（実施許諾者の実施） 公知意匠が、関連意匠の意匠登録出願の出願人から意匠権の実施の 許諾を受けて実施していることが推測できる場合は「自己の意匠」と扱う。

d（前意匠権者の実施） 意匠権の移転があり、移転される前の意匠権者と公知意匠の公開者が一致する場合は「自己の意匠」と扱う。

○ 拒絶理由通知に対して

「具体的根拠を示しつつ自己の意匠であるとの内容の反論」が可能

● <自己が権原を有する意匠>

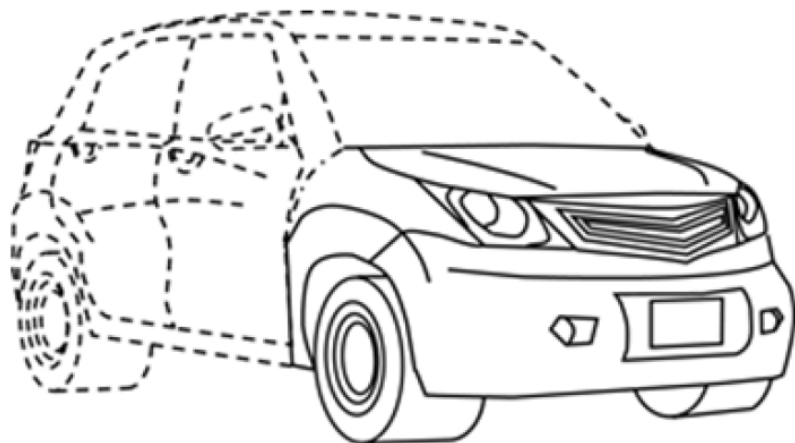
「自己の意匠とは、関連意匠の意匠登録出願人 **自らが意匠権を有する意匠**、又は **意匠登録を受ける権利を有している意匠**をいう。他人が意匠権を有する意匠、又は意匠登録を受ける権利を有している意匠を含まない。」（基準同7頁）

⇒ 冒認意匠（他人が自己の意匠と偽っている意匠）やデッド・コピー意匠は、 **真正な創作者**の意匠と主張可能。

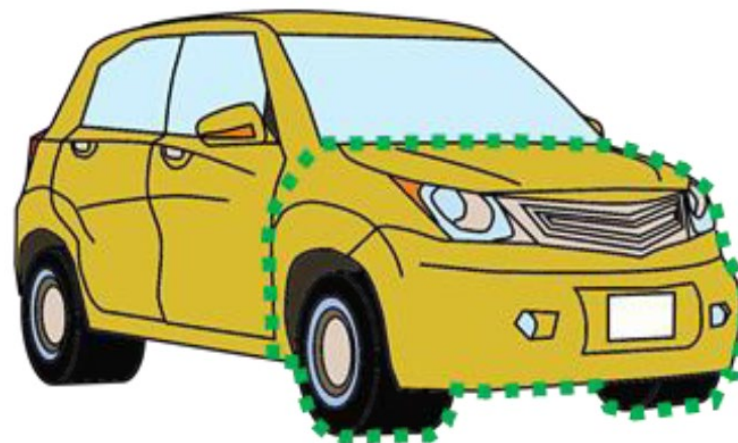
○ 自己の意匠の事例①

① 物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の場合の例（基準同10頁）

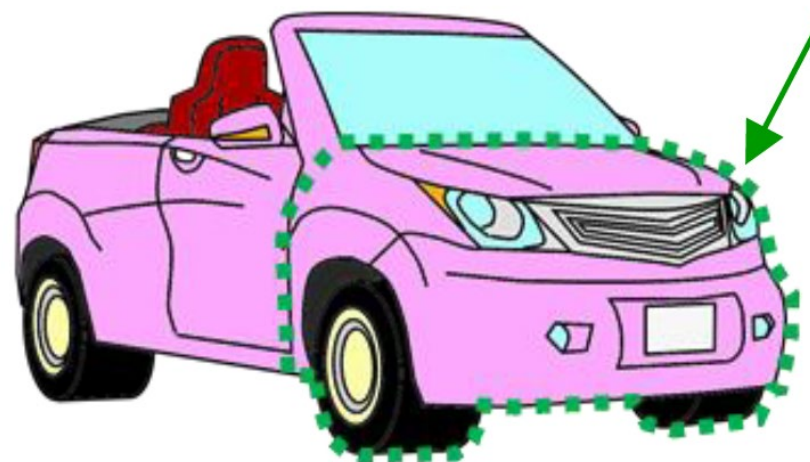
基礎意匠「乗用自動車」



公知意匠 1



公知意匠 2



緑の点線で囲った部分の意匠について、意匠法10条2項又は8項の規定を適用する。

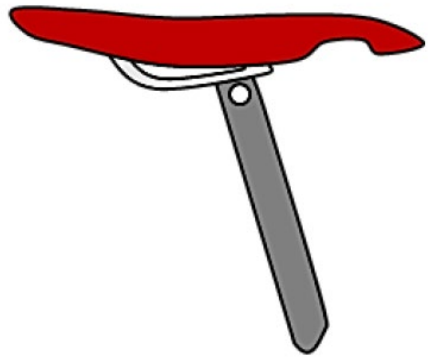
● 関連意匠出願について引用意匠とはしない。

○自己の意匠の事例②

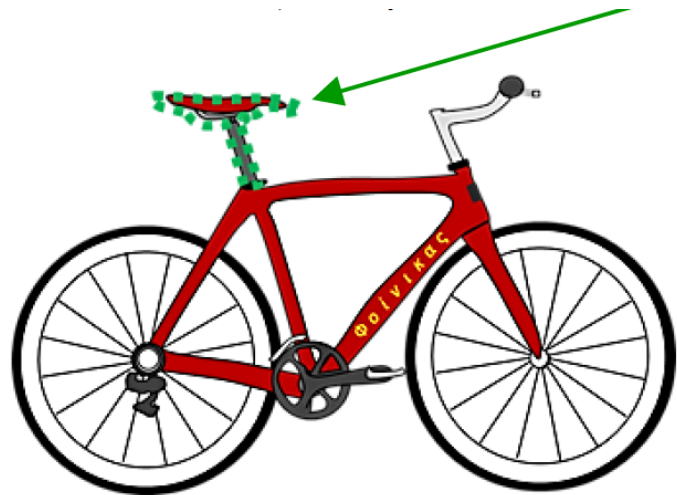
②「他のもの」（他の意匠）が加えられている場合（基準同11頁）

【事例1】部品

基礎意匠「自転車用サドル」

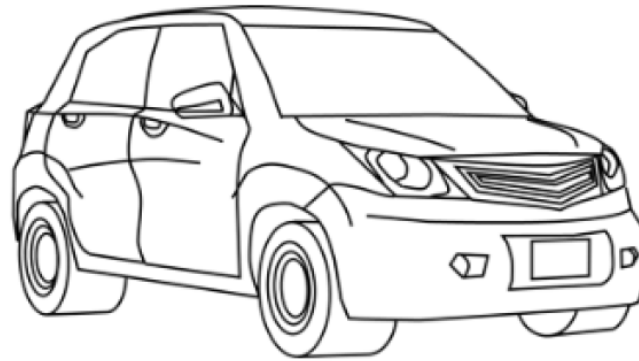


公知意匠



【事例1】完成品

基礎意匠「乗用自動車」



公知意匠



○乗用自動車の公知意匠については、緑点線部分、すなわち、「タイヤ」「ウイング」を除いた車体本体部分の意匠について、意匠法10条2項又は8項の規定を適用する自己の意匠と基準は述べる。

●「ウイング」部分は、付加的な要素であり、除いて判断することは容易である。しかし、「タイヤ」（意匠の一部）が他人の創作で、これを除く場合は、「乗用自動車」基礎意匠（全体）と「タイヤ」を除いた本体部分の意匠（緑破線部）とが類似する必要がある（基準WG議事録25頁参照）。なお、「タイヤ」が自己の創作であれば除かないで、類似する全体が自己の意匠となる。

●自己の公知意匠が「一部（フロント部）」で、基礎意匠に類似しない場合、上記適用はない。関連意匠とも類似しないことになるが、創作非容易性の判断資料とはなる（基準WG同上）。

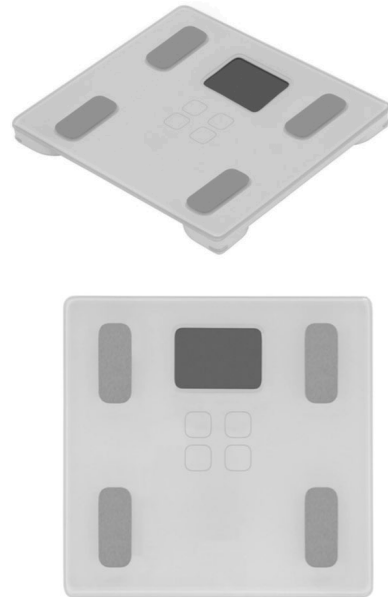
3. 関連意匠の意匠権等

(1) 関連意匠の意匠権

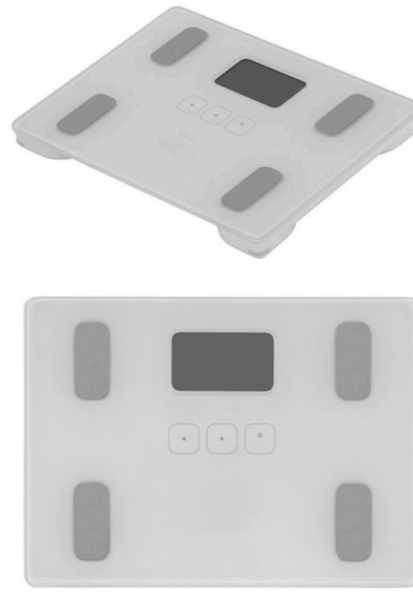
- 関連意匠は本意匠とは独立した独自の効力を有する。
- 意匠権の発生，消滅等は各意匠ごと。
- 関連意匠の権利期間は，基礎意匠の出願から25年間。
- 同一グループ意匠は，権利者（専用実施権者を含む）を同一とし，一体的に移転等しなければならない。

● 東京地判平成27・2・26〔体重測定機付体組成測定器〕平成24（ワ）33752
被告意匠は，本意匠には類似しないが，関連意匠に類似するとされた。

【本件意匠 1:本意匠】
(登録1425652号)



【本件意匠 2:関連】
(登録1425945号)



【被告意匠】



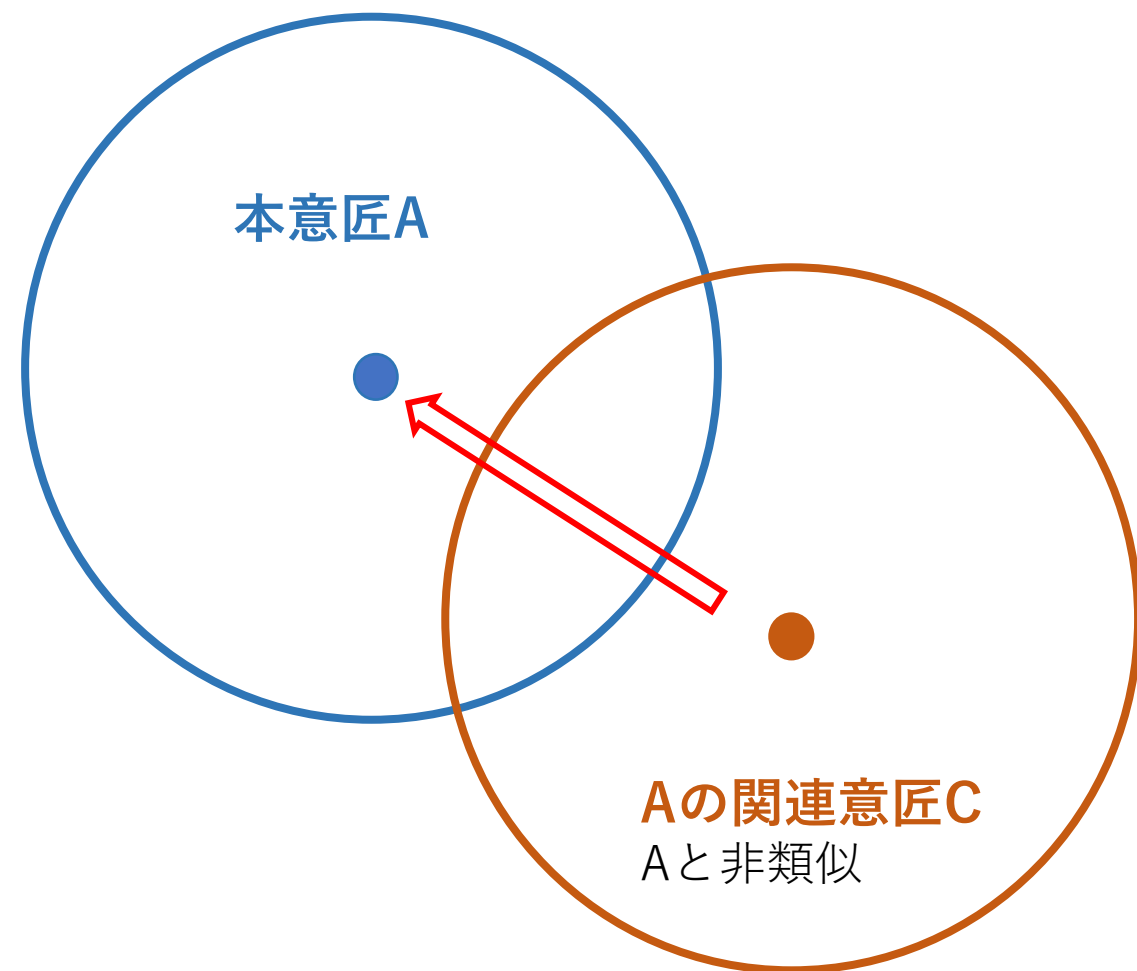
(2) 関連意匠登録の無効理由

- 意匠法10条6項（専用実施権が設定されている場合）の規定以外の関連意匠の規定は、無効理由にならない（意48条意匠登録無効審判）。
- 本意匠に類似しない意匠が関連意匠として登録されていること（意10条1項, 4項）は無効理由にならない。
（関連意匠が無効とならないのは、本意匠に類似しないことのみで無効となると、**本来は、独立で登録になるべきもの**を無効とすることになり意匠法目的に照らして妥当でないからと推認される。）

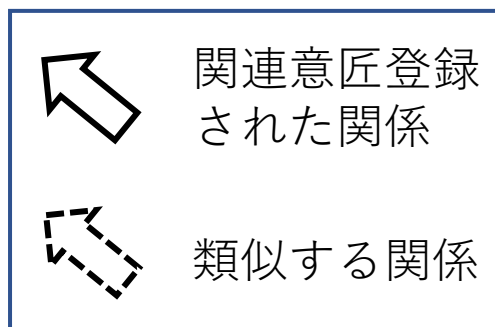
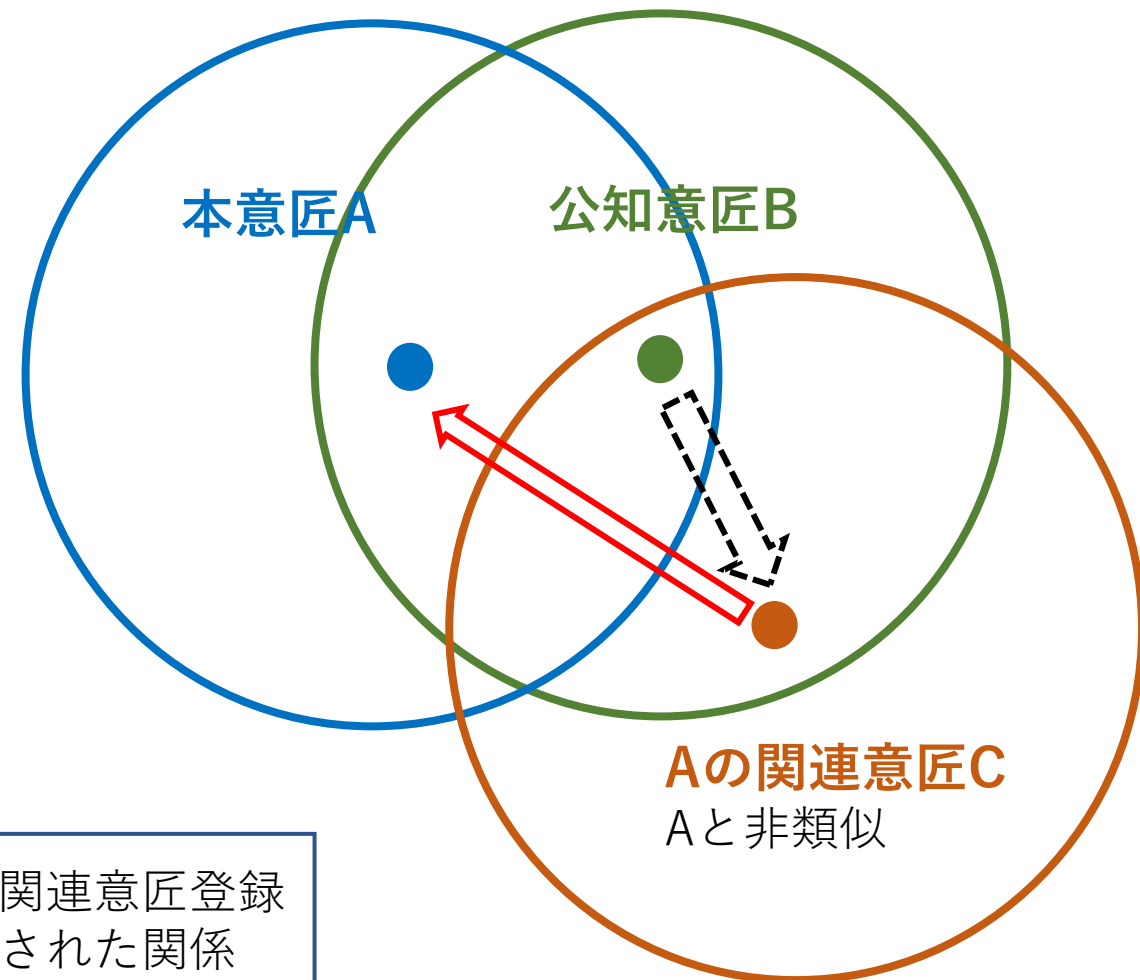
○無効理由が生じる可能性

- ①基礎意匠出願後10年経過後又は本意匠権消滅後、登録された関連意匠（登録システムで機械的に排除されると思われる。）。
- ②本来独立意匠A,Bの両意匠に類似するCが、拒絶されずに、Aを本意匠として関連意匠登録された場合。
- ③本意匠Aに類似する自己の意匠B（公知意匠）があり、Aとは非類似でBには類似する出願意匠Cが、**本来はBで拒絶されるべき**ところ、Aを本意匠として関連意匠登録を受けた場合。
 （説1）Cは「関連意匠」として登録されているので、自己の意匠Bは、10条2項の規定により無効理由にならない。
 （説2）Cは本意匠に類似しないもので、関連意匠の意匠登録を受けることができない意匠であり、**かつ、出願当初から、Bに類似し新規性がない（創作非容易性がない場合もある。）**。したがって、**本来は意匠登録を受ける権利を有しないものであるから、無効理由がある。**
 意10条1項, 4項が無効理由になっていないこと（本来は独立で登録になるべきも）とは、異なるから、無効にすべきで、（説2）を妥当と考える。

【事例1】 意匠Cは無効にならない。



【事例2】 意匠Cは本来意3条の規定で登録できない。（意3条1項，2項の無効理由がある）



4. 関連意匠に関する出願・管理

(1) 関連意匠の出願

① 関連意匠を出願するメリット

- 改正により、基礎意匠出願から10年間、関連意匠の関連意匠まで広く多数の関連意匠の追加できる。
- 同一デザインコンセプトに含まれる意匠を多数登録することで、デザインコンセプトを広く保護できる。
- 関連意匠に独自権利がある。
- 本意匠が無効となっても関連意匠のみで存続する。
- 本意匠と非類似でも、無効にならない（意10条1項，4項）。
- 必要な関連意匠権だけを維持すれば良い。

② 関連意匠のデメリット

- ✗ 関連意匠にも本意匠と同等の費用（出願，登録の費用）が必要。
- ✗ 関連意匠の権利期間は，短い（基礎意匠出願から25年）。
- ✗ 本意匠，他の関連意匠と権利範囲が重複し，無駄が生じる。

③ 出願管理のポイント

- デザイン開発の早い段階で，実施意匠確定前のコンセプト意匠を出願しても，実施意匠は関連意匠とできる。
- 本意匠と明らかな類似意匠は出願しない。
- 本意匠の類似範囲の境界を明確にするようなボーダーラインの関連意匠を出願する。
- 新たなデザインコンセプトについては，関連意匠ではなく，独立の意匠出願をする。
- 本意匠に類似する「自己の公知意匠」は，新規性喪失の例外となるが，できるだけ公開前に関連意匠出願をする。

(2) 新規性喪失の例外に係る管理

① 関連意匠に関する特例（メリット）

- 登録グループ意匠と「同一・類似する」自己の公知意匠は、関連意匠の登録要件判断の基礎資料とはしない。従って、実施意匠（自己の公知意匠）が登録意匠と同一でなくとも類似ならば、判断資料から除外される。
- 新規性喪失の例外の適用は、出願時に手続がなくとも、「自己の公知意匠」と認定できれば良い。
- 基礎意匠の出願から10年間は、関連意匠の登録が可能であり、
「自己の公知意匠」公開から1年以上経過しても関連意匠の登録が可能である。

② 注意点（デメリット）

- ✗意匠権が消滅等した登録意匠に類似する自己の公知意匠は、引用資料となる。
- ✗自己の公知意匠が本意匠と類似しない場合（一部である場合）でも、創作非容易性の判断資料となる。
- ✗登録意匠と自己の公知意匠（実施意匠等）との類否は不確実であり、権利行使の際に確定される。
- ✗同様に、本意匠と関連意匠との類否も不確実である。関連意匠が無効となる可能性も否定できない。

③ 関連意匠の管理

- 「自己の公知意匠」を判断資料から除外するために、
関連意匠出願の可能性があるグループ意匠は、できるだけ権利を維持する。
放棄等は慎重に検討する必要がある。
- 「自己の公知意匠」の証明は事前に用意していないと難しい。
- また、類否が不確定であること、創作非容易性の資料となることから、
新規性喪失の例外の適用が可能なのは、従来通り、適用の申請をして関連意匠出願する。
「自己の公知意匠」（実施意匠）の公開から1年以内に関連意匠出願をする。
「登録意匠の公報」は新規性喪失の例外の適用を受けられない（意4条）ため、注意が必要である。

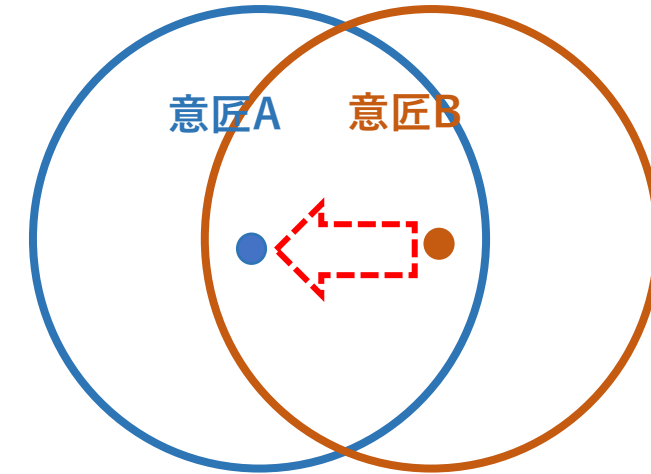
(3) 類似の不確実性

① **本来類似する意匠** (Aに類似するB)が、独立で登録された場合

✕ 意3条, 9条の無効理由あり。

○ 無効審判・裁判では, AとBが非類似とされる可能性もある。

無効にならない場合でも, 権利は相応に狭く判断される可能性がある。

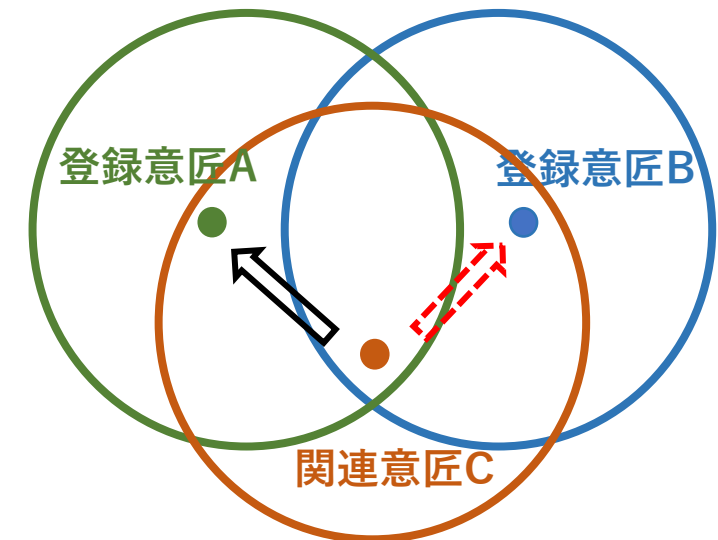


② 本来独立意匠A,Bの**両意匠に類似するC**が, 拒絶されずに, Aを本意匠として関連意匠登録された場合

✕ 意3条, 9条の無効理由あり。

○ 無効審判・裁判では, BとCが非類似であるとされる可能性もある。

無効にならない場合でも, 権利は相応に狭く判断される可能性がある。



③ 前記【事例2】本意匠Aに類似する等の自己の意匠B (公知意匠) があり, Aとは非類似でBには類似する出願意匠Cが, 本来はBで拒絶される (意3条1項) べきところ, Aを本意匠として関連意匠登録を受けた場合。

○ 無効とならないとしても, 関連意匠Cの類似範囲は, 相応に狭く解釈されると思われる。

● いずれにしても, **各件ごとに妥当な類否を検討**すべきである。

上記①, ②の事例や本意匠と本来非類似でも無効とならないことから, 広い類似が有利のようであるが, 上記③の無効の可能性もある。また, 登録時に広い類似の判断を得たとしても, 権利行使の際には厳密な類否判断がなされるので, **広い類似の判断が単純に権利者に有利になるわけではない。**

ありがとうございました